

# 肉用牛ヘルパー事業解説書

肉用牛経営安定対策補完事業



一部改正 平成31年3月

肉用牛ヘルパー組織強化推進検討会  
独立行政法人農畜産業振興機構  
一般社団法人全国肉用牛振興基金協会

# 目 次

## 第 1 章 事業全体に係る共通事項の見直し

1. 利用対象範囲	1
2. 肉用牛経営の範囲	1
3. ヘルパー要員の定義等	2
4. 手引書の規程例第 1 4 条（利用の対象）の（7）「その他」の取扱い	2
5. 肉用牛の定義	2
6. ヘルパー利用組合運営のための負担金等の徴収	2
7. 見直し内容の適用時期	3

## 第 2 章 ヘルパー作業区分毎の基本料金等

1. 各ヘルパー作業において根拠となる「肉用牛繁殖経営における労働費」 等について	7
2. 飼養管理のための肉用牛ヘルパー利用促進	9
3. 飼料生産のための肉用牛ヘルパー利用促進	1 2
4. 家畜輸送のための肉用牛ヘルパー利用促進	1 5
4. 1 家畜輸送ヘルパー利用促進のうち家畜輸送代行ヘルパー	1 5
4. 2 家畜輸送ヘルパー利用促進のうち家畜輸送専門代行ヘルパー	1 7
4. 3 成牛運搬ヘルパーの利用料金設定について	1 9
4. 4 家畜輸送ヘルパー利用促進のうち家畜市場内引き廻し代行 ヘルパー	2 0
4. 5 家畜輸送ヘルパー利用促進の豪雪地帯等に関する特例措置	2 3
4. 6 家畜輸送代行ヘルパーの例外的料金設定に関する特例措置	2 4
5. 削蹄のための肉用牛ヘルパー利用促進	3 3
6. 除角のための肉用牛ヘルパー利用促進	3 5
7. 分娩管理のための肉用牛ヘルパー利用促進	3 6

# 「肉用牛ヘルパー推進」事業の解説書（平成31年3月一部改正版）

## 第1章 事業全体に係る共通事項の見直し

### 1. 利用対象の範囲

「肉用牛ヘルパー事業手引書（26年改訂版）」（以下「手引書」という。）の肉用牛ヘルパー利用組合の組織規程（例）（以下「規程例」という。）第14条「利用の対象」第1項の「定期的に休日を定め休養を取るとき」に係る補助事業上の取扱いについては、別紙－1の考え方に基づき、平成31年度においても補助率1／3以内として要望額に含めることを認めることとする。 別紙－2のとおり整理するものとする。

### 2. 肉用牛経営の範囲

肉用牛ヘルパー事業が高齢者等の労働負担軽減の観点から、肉用牛経営を営む農家等が協力し合うことによる互助制度に基づく取組を基本方針としている中、平成22年度以降、肥育牛及び肥育経営についても事業対象としているところであるが、肥育牛及び肥育経営の取扱い・範囲については、以下の通り整理する。

- (1) ヘルパー組織全体・独自の活動内容として、肥育牛及び肥育経営へのヘルパーの取組を明記することについては、妨げないものとする。
- (2) ただし、補助事業上の取扱としては、本事業の基本姿勢が、肉用牛経営を営む農家相互が協力し助け合う互助制度であることを踏まえ、法人格を有する肥育経営のうち、「家族の労働力を基本とした家族経営による肥育経営」については、事業参加することができるものとする。
- (3) 法人格を有する肥育経営のうち、「家族の労働力を基本とした家族経営による肥育経営」であるかどうかの判断と補助事業への参画の可否の判断については、各ヘルパー利用組合、JA及び道府県指定団体等の地元関係団体の判断に委ねるものとする。
- (4) なお、この肥育農家がヘルパー利用組合を利用するに当たっては、一方的に利用するだけでなく、ヘルパー要員登録や作業機械の提供等について協力するよう指導を行うものとする。

### 3. ヘルパー要員の定義等

肉用牛ヘルパー事業におけるヘルパー要員の定義は、当該肉用牛ヘルパー利用組合の活動エリアに居住するか、又は自己に損益が帰属する肉用牛を飼養している者をいい、これらに該当しないものが従事した作業は補助対象外とする。

また、ヘルパー要員が他の者と共同で作業に従事する場合は、従事する者全員が肉用牛ヘルパー利用組合のヘルパー要員として登録され、かつ、作業に従事する者全員が上記のヘルパー要員の定義に該当する場合のみ補助対象とする。この場合ヘルパー利用料金は、ヘルパー利用組合から作業に従事したヘルパー要員全員にそれぞれ個別に支払うものとする。従って、ヘルパー利用料金をヘルパー要員の代表者に一括して支払う等上記によらない場合は補助対象外とする。

- ・同一経営体内でのヘルパー要員とヘルパー利用者の関係について

ヘルパー要員と利用者の関係が夫婦関係にあるというような、同一経営体（農家の場合は、夫婦、親子、祖父、孫等の親族同士が同一生計により行う経営体）内での作業の受委託については、肉用牛ヘルパー事業が、農家等が協力しあうことによる互助制度に基づく取組であること等から本事業の対象にならないことに留意すること。

### 4. 手引書の規程（例）例第14条（利用の対象）の（7）「その他」の取扱い

「その他」条項を適用したヘルパー利用については、今後、地震、津波、台風、大雨等の自然災害及び伝染病が発生した場合において、互助制度の下で、利用農家等からの肉用牛ヘルパー利用組合への協力要請や要員出役要請に基づくヘルパー利用については、補助対象とすることができるものとする。

この場合、肉用牛ヘルパー利用組合は、公募団体B\*（以下「都道府県畜産協会」という。）と連絡調整を行うとともに、地元JA等と十分な連携体制を取るものとする。

\*：補助要綱上、肉用牛ヘルパー組合に対して補助する事業実施主体は、「公募団体B」に該当しますが、より具体的に明示するため、この冊子では、以下「都道府県畜産協会」と表現します。

### 5. 肉用牛の定義

肉用牛ヘルパー事業における肉用牛の定義は、以下のとおりとする。

(1) 母牛（経産牛）とは、分娩経験のある牛をいう。

(2) 育成牛（未經産牛）とは、繁殖に供用することを目的として飼養されている雌牛で、満12カ月齢以上（365日齢以上）の牛であって、初めて分娩するまでの牛をいう。

(3) 子牛とは、12カ月齢未満（364日齢以下）の牛をいう。

## 6. ヘルパー利用組合運営のための負担金等の徴収

ヘルパー利用者・要員から、ヘルパー利用組合運営のための経費として、積立金、賦課金、助成金等を徴収することについて、組合規程等に明記されている限りにおいては、何ら問題は無いものの、補助対象経費となる「ヘルパー利用料金」に含めることなく、別途に徴収する必要があることに留意すること。

従って、利用者が組合へ支払う「肉用牛ヘルパー利用料金」と組合がヘルパー要員へ支払う「肉用牛ヘルパー要員に支払う利用料金」は同額とすること。

## 7. 見直し内容の適用時期

今回の見直し内容の適用時期は、平成31年4月（平成31年度）から適用。

従って、都道府県畜産協会は、「平成31年度事業要望調査」段階や「平成31年度交付申請書」作成段階において、この見直し内容が適用されることに留意するとともに、県下の肉用牛ヘルパー利用組合等関係団体への指導及び周知徹底方、宜しく願います。

平成26年12月25日

(独) 農畜産業振興機構畜産振興部畜産生産課  
(一社) 全国肉用牛振興基金協会

平成27年度における「定休型」ヘルパーの取扱いについて

現在、運用で補助対象から除外するよう指導を行っている定休型ヘルパーについて、後継者の確保や就業希望者の育成の面で極めて重要であり、ヘルパー要員の雇用を確保する上でも、平成27年度において補助対象化することが必要であるとする強い要望が複数の県協会からあったところである。

一方、酪農ヘルパーについては、過去に定休型ヘルパーも支援対象としていたところであるが、その後、利用拡大に支援を重点化した後、制度が定着している現在は支援対象としていない状況にあり、肉用牛ヘルパーでの支援を検討するに当たっても酪農ヘルパーとのバランスに配慮することが必要である。

また、肉用牛ヘルパーの組織は、酪農ヘルパーのような専従のヘルパー要員を確保している事例は少なく、農家間の相互扶助が主流となっているため、定休型ヘルパーの活動拡大はマンパワー及び財政の面から困難な組織も少なくない状況にある。

加えて、平成26年度現在、予算額(H26:453百万円)のほぼ満額を配分している状況にあり、仮に平成27年度から定休型ヘルパーまで支援を拡大する場合、要望額が予算額を超過する恐れがある。

このため、平成27年度においては、このような状況に考慮するとともに、特定のヘルパー業務への偏りの改善を行うため、以下のとおり対応することとする。

- 各ヘルパー利用組合の飼料生産ヘルパーの平成27年度要望額は、平成26年度配分額の90%を上限とすることを基本とし、平成28年度以降も同様とする。ただし、事業参加3年以内の組合については、この限りでない。
- 定休型ヘルパーについては、平成27年度に試行的に補助率1/3以内(他の活動は補助率1/2以内)として要望額に含めることを認めることとする。ただし、同一組合への定休型ヘルパーの支援は、連続する3年間を上限とし、4年目以降は補助対象外とする。また、平成27年度の取扱いをもって平成28年度以降の支援を約束するものではないこと。
- 各ヘルパー利用組合の平成27年度要望額は、平成26年度配分額の110%を上限とする。ただし、事業参加3年以内の組合については、この限りでない。  
なお、平成27年度の要望額が予算額を超過した場合、定休型ヘルパー以外の活動に優先的に配分することとする。

事務連絡  
平成31年3月19日

肉用牛経営安定対策補完事業  
事業実施主体 ご担当者 様

独立行政法人農畜産業振興機構 畜産振興部畜産生産課長  
一般社団法人全国肉用牛振興基金協会 事業部長

平成31年度における肉用牛ヘルパーの取扱いについて

平成31年度における肉用牛ヘルパーの取扱いについては、以下のとおり取り扱うこととしましたので、御留意願います。

記

- 1 各ヘルパー利用組合の飼料生産ヘルパーの平成31年度要望額は、平成30年度配分額を上限とすることを基本とします。ただし、事業参加3年以内の組合については、この限りではありません。
- 2 定休型ヘルパーについては、平成31年度においても補助率1/3以内（他の活動は補助率1/2以内）として、要望額に含めることを認めることとします。ただし、同一組合への定休型ヘルパーの支援は、連続する3年間を上限とし、原則、4年目以降は補助対象外とします。
- 3 定休型ヘルパーの補助事業への参加が4年目となるヘルパー利用組合のうち、ヘルパー要員の新規就農へ向けた育成及びその就農支援に取り組む組合については、連続する3年を上限として、引き続き定休型ヘルパーを要望に含めることを認めることとします。  
なお、4年目以降となるヘルパー利用組合が、引き続き定休型ヘルパーを要望に含める際は、事前を取組計画の適正を審査・決定するために、ヒアリング等行うことがありますので、別紙「定休型ヘルパー活動を活用した新規就農促進の取組計画」を提出ください。
- 4 なお、平成31年度の肉用牛ヘルパー全体の要望額が予算額を超過した場合、定休型ヘルパー以外の活動に優先的に配分することとします。

独立行政法人農畜産業振興機構  
畜産振興部 畜産生産課  
担当：中屋敷 (takashi.nakayashiki@alic.go.jp)  
福寿 (yusei.fukuju@alic.go.jp)  
一般社団法人全国肉用牛振興基金協会  
事業部  
担当：高橋、東郷、津田 (shinko@nbafa.or.jp)

定休型ヘルパー活動を活用した新規就農促進の取組計画

ヘルパー利用組合名： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_

1 地域の肉用牛生産基盤の概要

(地域の肉用牛生産をめぐる繁殖雌牛や繁殖農家、担い手確保の現状や課題などを記載すること。)

2 ヘルパー利用組合の概要

--

3 肉用牛生産における新規就農への支援体制の概要

(1) フロー図

(新規就農者に対するヘルパー利用組合の飼養管理技術等の習得に係る支援体制を主体として、関連する他の組織の支援も含めて記載すること。)

(2) ヘルパー利用組合の役割

項目	内容

注 1：項目欄には、ヘルパー利用組合がヘルパー要員に対して実施する指導や支援の内容等を記載すること。

4 ヘルパー要員の就農までの流れ (イメージ)

(3の支援体制の概要で示した支援内容について、ヘルパー要員となった組合員が飼養管理技術等を習得して就農するまでの流れを時系列で記載すること。)

5 ヘルパー要員の就農事例

(これまでのヘルパー活動を通して、肉用牛生産における新規就農へと繋がった事例があれば記載すること。)



## 第2章 ヘルパー作業区分毎の基本料金等

### 1. 各ヘルパー作業において根拠となる「肉用牛繁殖経営における労働費」等について

#### (1) 肉用牛繁殖経営における労働費

各作業の利用料金（基本料金）の積算において根拠となる労働費については、平成20～24年度の農林水産省「畜産物生産費（子牛生産費）\*」を用いて試算した、労働費（円／時）、母牛1頭当たり労働費（円／時・頭）を用いるものとする。その労働費（以下「肉用牛繁殖経営における労働費」という。）については、別添1のとおりとなる。

\*：正確には、農業経営統計調査の畜産物生産費調査のうち「子牛生産費」をいう。

#### (2) 各作業の利用料金

(1) で求めた労働費に各ヘルパー作業時間等を加味・勘案してそれぞれの作業料金を積算するものとする。

## 1の別添1

## (別添1) ○肉用牛繁殖経営における労働費

畜産物生産費調査（子牛生産費）の平成20年～平成24年（5年間）の平均値を採用する。

飼養規模 (全国平均)	畜産物生産費調査（子牛生産費）						労働費 (円/時) ⑦ (⑤/④)	ヘルパー 作業時間 (時/日) ⑨ (⑥+⑧)	母牛1頭当 たり労働費 (円/時・頭) ⑩ ⑦/②	子牛1頭当 たり労働費 (円/時・頭) ⑪ ⑦/③
	計算期間 (年) ①	1戸あたり 飼養頭数 ②	販売 頭数 ③	労働時間 (時/頭) ④	家族 労働費 ⑤	労働時間 (時/日) ⑥ (③*④/①/365)				
H20	1.2	11.9	9.5	121.1	165,794	2.63	1,369	4.1	115	144
H21	1.2	11.3	9.2	125.6	169,851	2.64	1,352	4.1	120	147
H22	1.2	11.9	9.4	131.9	175,696	2.83	1,332	4.3	112	142
H23	1.2	12.1	9.7	128.1	170,928	2.84	1,334	4.3	110	138
H24	1.2	12.3	10.2	125.0	168,380	2.91	1,347	4.4	110	132
平均	1.2	11.9	9.6	126.3	170,130	2.77	<b>1,347</b>	4.2	113	140

## 2. 飼養管理のための肉用牛ヘルパー利用促進

### (1) 飼養管理ヘルパー利用の利用料金単位等

- ① 利用料金単位については、人・日を単位とする基本料金に統一する。
- ② 基本料金の頭数規模については、平成 20～24 年度（5 年間）の農林水産省「畜産物生産費（子牛生産費）」の平均規模 11.1 頭を参考に、10 頭までを基本料金頭数とする。
- ③ 11 頭以上については、母牛 1 頭当たり加算料金により、母牛及び育成牛頭数に応じて加算することができるものとする。
- ④ また、子牛への哺乳等の付加作業について、付加作業（オプション）として設定することができるものとする。

### (2) 飼養管理ヘルパー利用の利用料金単価

- ① 補助対象となる飼養管理ヘルパーの利用料金については、ヘルパー要員によるヘルパー出役費として飼養管理作業時間に応じて支払うものとする。
- ② 利用料金（基本料金）算定の積算基礎として、1 の「肉用牛繁殖経営における労働費」によりヘルパー作業時間等を用いるものとする。
- ③ 利用料金（基本料金）算定の積算根拠については、別添 2 の「飼養管理ヘルパー積算根拠」によるものとする。
- ④ また、積算に当たっては、引継事項確認や作業日誌記帳等の飼養管理ヘルパー作業に付帯するその他の作業内容及び時間を加味するものとする。

詳細内容については、別添 2 「飼養管理ヘルパー積算根拠」のヘルパー作業に付帯するその他の作業内容を参照すること。

### ⑤ 基本料金の算定

(単位：円)

頭数	作業労賃基本料金の上限額	基本料金 補助金額	加算料金	
			母牛 1 頭当たり 加算料金 (円/頭)	加算料金 補助金額
10 頭 まで	1,347 円/時×4.2 時間 ≒ 5,650	2,825	113 円/時×4.2 時間 ≒ 470	≒ 235

⑥ 加算料金の計算例

(単位：円)

頭数区分 (頭)	基本料金の上限額		母牛1頭 当たり加算 料金② 注 (@470×頭数)	利用料金	
	ヘルパー 利用料金 ①	うち補助金 ①×1/2		利用料金 ③=①+②	うち補助金 ④=③×1/2
10頭迄	5,650	2,825	—	5,650	2,825
11	5,650	2,825	470	6,120	3,060
12	5,650	2,825	940	6,590	3,295
13	5,650	2,825	1,410	7,060	3,530
14	5,650	2,825	1,880	7,530	3,765
15	5,650	2,825	2,350	8,000	4,000
16	5,650	2,825	2,820	8,470	4,235
17	5,650	2,825	3,290	8,940	4,470
18	5,650	2,825	3,760	9,410	4,705
19	5,650	2,825	4,230	9,880	4,940
20	5,650	2,825	4,700	10,350	5,175

~以下省略~

(注) 母牛1頭当たり加算料金の頭数については、母牛及び育成牛の頭数に応じて加算することができるものとする。

(3) 飼養管理ヘルパーにおける特例措置について

① 対象となる肉用牛ヘルパー利用組合

飼養管理ヘルパーの作業について、過年度より上限単価を超える活動がなされている肉用牛ヘルパー利用組合であって、そのヘルパー作業の内容が事業の趣旨等を考慮して真にやむを得ない等と機構理事長が特に認めるもの。

② 特例措置の承認に係る手続き

特例措置を導入しようとする肉用牛ヘルパー利用組合は、作業内容、料金表、積算等の資料を都道府県畜産協会経由で本事業の指導を担当する公募団体A（具体的には全国肉用牛振興基金協会を言う。以下「全国協会」という。）へ提出し、国、機構、全国協会の三者による事前協議を経て、機構理事長の承認を得るものとする。

(別添2) 飼養管理ヘルパー積算根拠

○肉用牛繁殖経営における労働費より ヘルパー作業時間は4.2時間/日、労働費は1,347円/時とする。

○ヘルパー作業に付帯するその他の作業内容

作業内容	時間(時)⑧	備考
【作業前】着替え、消毒(車両、長靴等)	0.1666	10分:防疫対策として
【作業後】着替え、消毒(車両、長靴等)	0.1666	10分:防疫対策として
引継事項確認	0.2500	15分:病牛、発情兆候等
作業日誌記帳・申送事項記載	0.2500	15分:作業内容、引継事項処置状況
移動時間(往路、復路)	0.6666	40分:片道10km程度(20分×往復)
計	1.5000	90分

○基本料金の頭数規模:1戸当たり繁殖雌牛平均飼養頭数(過去5年)11.1頭から1~10頭までを基本料金規模とする。

ヘルパー作業時間 4.2時間/日 労働費 1,347円/時

頭数規模	作業労賃基本料金(案)	基本料金補助(円)	母牛1頭当たり加算料金(円/頭)	加算料金補助(円/頭)
10頭まで	1,347円/時×4.2時間≒5,650円	2,825	113円/時×4.2時間≒470円	235

### 3. 飼料生産のための肉用牛ヘルパー利用促進

- (1) 飼料生産ヘルパーの利用料金単位の設定方法等については、平成26年3月11日付け事務連絡「肉用牛ヘルパー飼料生産利用の見直しについて」(別添3)に基づき実施するものとする。
- (2) 補助対象となる飼料生産利用ヘルパーの利用料金については、ヘルパー要員によるヘルパー出役費として飼料生産作業時間に応じて支払うものとする。
- (3) この事務連絡における積算は、飼料作付面積及び刈り取り回数を基準とした1戸当たりの年間補助上限額が設定されていることに留意すること。
- (4) この面積等に応じたヘルパー利用料金体系の適用については、平成27年度から実施するものとする。
- (5) 実作業時間に基づく作業区分別の利用料金の積算

「実作業時間に基づく作業区分別時間割合と作業区分別利用料金試算(10a当たり)」は、以下のとおり。

作業区分	実作業時間	利用料金試算
I 刈取り	21.0	471.1
II 牧草圧砕	21.0	471.1
III 拡散・反転	13.5	302.9
IV 集草	13.5	302.9
V 拾上げ・梱包	32.5	729.1
VI 積込み・運搬	54.0	1,211.4
VII 牧草格納	30.0	673.0
VIII 作業機搬入・搬出	60.0	1,346.0
合計	245.5	≒5,500

(注) 利用料金試算の労働費は、1,347円/時間

平成26年3月11日  
事務連絡

道県事業実施主体 御中

独立行政法人農畜産業振興機構

### 肉用牛ヘルパー飼料生産利用の見直しについて

肉用牛経営安定補完対策事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）で実施している肉用牛ヘルパー推進（以下「肉用牛ヘルパー事業」という。）については、肉用牛の生産振興を図ることを目的に平成10年度に事業が創設され、高齢化等に対処するため肉用牛ヘルパー組織への支援を行ってきたところであります。

現在、肉用牛ヘルパー事業のうち、飼料生産に係るヘルパー事業（以下「飼料生産ヘルパー」という。）については25道県で実施されておりますが、利用料金の設定など下記の課題があると考えているところです。

これらの課題に対応するため、平成26年度から別紙のとおり見直しすることとしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 飼料生産ヘルパーの課題

現行の飼料生産ヘルパーの事業実施については、公平性、透明性を確保する観点から以下の2点が課題となっております。

- (1) 補助対象となる飼料生産ヘルパーの利用料金は、本来、ヘルパー出役費として刈取作業等の作業時間や作業面積に応じて支払われるべきものでありますが、現状ではロール個数など作業の生産量を基準とした利用料金の設定となっている組合も散見され、県或いは組合により設定が種々となっており、誤解を招きやすい状況にあること
- (2) また、飼料生産ヘルパーについては、同種（例えば、刈り取りからラップまで）の作業の場合においても、地域による様々な料金設定や、受益農家間に大きな格差が生じている状況にあること

#### 2. 当面の対応

当面の対応として、飼料生産ヘルパーについては、補助対象の上限の設定を平成26年度から実施することとしました。

なお、平成27年度以降の事業の実施についても、飼料生産ヘルパー以外のメニューについて、限られた予算の中で効率的、効果的に実施し、その内容を最適化するため、実施内容を検証した上で、必要な見直しを行う予定です。

## 別紙

## 飼料生産ヘルパーの見直しについて

飼料生産利用については、経営の維持・拡大を支援する必要がある小中規模層の農家へ支援を重点化するため、刈取作業等の作業量（面積単位）に応じた料金設定とし、以下の算定方法により、飼料作付面積を基準とした一戸当たりの年間補助上限額を設けることとする。

## 年間補助上限額の考え方及び積算根拠

## 1. 一戸当たり面積

- (1) 一戸当たり面積は、都府県の大家畜1頭あたりの飼料作物作付実面積11.8a/頭を基本とし、これに飼料作物の刈取回数（3回（ただし沖縄県は4回））を乗じて算出する。
- (2) 頭数規模（一戸当たり）は、高齢者等へのヘルパー利用を基本とする観点から、平均的な雌牛飼養頭数規模20頭の8割相当＝16頭（20頭×0.8）とする。

## 一戸当たり面積

$$\text{面積 (a)} = 11.8\text{a/頭} \times 3\text{回 (沖縄県 4回)} \times (16\text{頭/戸}) \div 565\text{a (沖縄県 755a)}$$

## 2. 10a当たりの標準的な利用料金

10a当たりの標準的な利用料金は、肉用牛ヘルパー組織強化推進検討会（平成24年2月20日）において用いられた「実作業時間に基づく作業区分別時間割合と作業区分別利用料金試算」に準ずる。

刈取り、牧草圧砕、拡散・反転、集草、拾上げ・梱包、積込み・運搬、牧草格納、作業機搬入・搬出までの合計額5,507円 $\div$ 5,500円/10a

## 3. 年間補助上限額

飼料生産ヘルパーの利用については、次の額を一戸当たりの年間補助上限額として設定する。

## 飼料生産ヘルパー補助上限額（一戸当たり）

○全国（沖縄県を除く）：565a/戸×5,500円/10a×1/2（補助率）=155千円/戸

○沖縄県：755a/戸×5,500円/10a×1/2（補助率）=208千円/戸



## 4 家畜輸送のための肉用牛ヘルパー利用促進

家畜輸送においては、次の場合（措置）を想定する。

- ① 家畜輸送代行ヘルパー
- ② 家畜輸送専門代行ヘルパー
- ③ 成牛を輸送する場合のヘルパー（成牛運搬ヘルパー）
- ④ 家畜市場内引廻し代行ヘルパー
- ⑤ 豪雪地帯において家畜輸送する場合の特例措置
- ⑥ 100 km超の距離を家畜輸送する場合での例外的料金設定に関する特例措置

### 4. 1 家畜輸送ヘルパー利用促進のうち家畜輸送代行ヘルパー

- (1) 家畜輸送準備・移動、輸送依頼農家牛舎前作業、家畜輸送、家畜市場内作業、セリ、帰路までの家畜輸送に関する全作業を行う家畜輸送代行ヘルパー。
- (2) 補助対象となる家畜輸送ヘルパーの利用料金については、ヘルパー要員によるヘルパー出役費として家畜輸送等に要する時間に応じて支払うものとする。
- (3) 利用料金（基本料金）算定の積算基礎として、別添1の「肉用牛繁殖経営における労働費」を用いるものとする。
- (4) 家畜輸送に要する作業時間（拘束時間）については、別添4によるものとし、ヘルパー要員車庫前から運搬依頼農家牛舎前作業及び家畜市場への往復時間、家畜市場内における一連の作業時間等を加味し、8時間とする。
- (5) 子牛の家畜市場出荷に要する時間は、別添4のとおり。

- (6) 基本料金の算定 (単位：円)

子牛1頭当たり基本料金の上限額	基本料金補助金額
$1,347 / \text{時} \times 8 \text{時間} = 10,770$	5,385

(別添4)

## 家畜輸送ヘルパー利用促進のうち家畜輸送代行ヘルパーに要する時間

### 1. 子牛1頭当たり単価設定

- (1) 出荷ヘルパー利用農家は、平成18年～平成22年までの5年間の全国平均飼養頭数11.1頭、販売頭数8.9頭で、1ヶ月の出荷頭数約1頭程度の農家が主体。
- (2) 平均飼養頭数以上の大型農家は、自家用運搬車を所有。
- (3) この利用実態を踏まえ、1頭当たり単価を設定。

### 2. 子牛1頭の市場出荷に要する時間

(単位：分)

作業場所	作業区分	所要時間	備考
運搬準備・移動	運搬準備	20	運搬車点検、清掃・消毒含む
	要員車庫前→運搬依頼農家前	20	
運搬依頼農家牛舎前	子牛積込準備	10	6:00 敷料・オガ粉入れ
	子牛捕獲・損傷等確認	10	出荷用とう絡
	牛舎引出し・車積込み	20	
運搬車	運搬(往路)	86	距離：50km
家畜市場	子牛積降し・上場手続き	35	8:00 家畜市場着
	・体重・体高測定	(10)	
	・子牛登記書、個体識別番号等書類と本牛との確認	(10)	
	・予防接種等書類確認	(5)	
	・損徴、悪癖、奇形、損傷等の確認	(10)	
	繋留場移動・保定	10	
	購買者下見説明対応	30	複数購買者説明
セリ	上場準備、家畜市場内引き廻し	115	
帰路準備	運搬車清掃・消毒	20	敷料・オガ粉処分
運搬車	帰路(復路)	60	13:40～14:40
	運搬依頼農家への業務終了報告等	20	「肉用牛ヘルパー実施報告書」
	運搬依頼農家前→要員車庫前	20	の依頼農家確認印等の取得
合計		476	約8時間(拘束時間)

(注) ①家畜商等聞き取り調査

②セリ開始時間：午前10:00～

③搬入時間：午前8:30まで

④運搬時間計算例

・往路：片道の距離50km÷平均速度35km÷86分

・復路：片道の距離50km÷平均速度50km÷60分

### 3. 子牛1頭当たり基本料金

(1) 基本料金

①事業費ベース

1,347円/時×8時間

=10,776円÷10,770円/頭

②補助金ベース

①×1/2(補助率)=5,385円/頭

## 4. 2 家畜輸送ヘルパー利用促進のうち家畜輸送専門代行ヘルパー

- (1) 家畜輸送準備・移動、輸送依頼農家牛舎前作業、家畜輸送、家畜市場内作業、帰路等運搬を専門に行う家畜輸送専門代行ヘルパー。
- (2) 補助対象となる家畜輸送ヘルパーの利用料金については、ヘルパー要員によるヘルパー出役費として家畜輸送に要する時間に応じて支払うものとする。
- (3) 利用料金（基本料金）算定の積算基礎として、1の「肉用牛繁殖経営における労働費」に基づく労働費（円／時）を用いるものとする。
- (4) 家畜輸送に要する作業時間（拘束時間）については、別添5によるものとし、ヘルパー要員車庫前から家畜市場への往復時間及び家畜市場での作業時間等を考慮し、5.52時間とする。

(5) 基本料金の算定 (単位：円)

子牛1頭当たり基本料金の上限額	基本料金補助金額
1,347/時×5.52時間≒7,430	3,715

4.2の(4)の別添5

(別添5)

家畜輸送ヘルパー利用促進のうち家畜輸送専門代行ヘルパーに要する時間

1. 子牛1頭当たり単価設定

- (1) 出荷ヘルパー利用農家は、平成18年～平成22年までの5年間の全国平均飼養頭数11.1頭、販売頭数8.9頭。1ヶ月の出荷頭数約1頭程度の農家が主体。
- (2) 平均飼養頭数以上の大型農家は、自家用運搬車を所有。
- (3) この利用実態を踏まえ、1頭当たり単価を設定。

2. 子牛1頭の市場出荷に要する時間

(単位：分)

作業場所	作業区分	所要時間	備考
運搬準備・移動	運搬準備	20	運搬車点検、清掃・消毒含む
	要員車庫前→運搬依頼農家前	20	
運搬依頼農家牛舎前	子牛積込準備	10	6:00 敷料・オガ粉入れ
	子牛捕獲・損傷等確認	10	出荷用とう絡
	牛舎引出し・車積込み	20	
運搬車	運搬(往路)	86	距離：50km
家畜市場	子牛積降し・上場手続き	35	8:00 家畜市場着
	・体重・体高測定	(10)	
	・子牛登記書、個体識別番号等書類と本牛との確認	(10)	
	・予防接種等書類確認	(5)	
	・損徴、悪癖、奇形、損傷等の確認	(10)	
	繫留場移動・保定	10	
帰路準備	運搬車清掃・消毒	20	敷料・オガ粉処分
運搬車	帰路(復路)	60	「肉用牛ヘルパー実施報告書」の運搬依頼農家確認印等の取得
	運搬依頼農家への業務終了報告等	20	
	運搬依頼農家前→要員車庫前	20	
合計		331	5.52時間(拘束時間)

(注) 別添4と同じ

3. 子牛1頭当たり基本料金

(1) 基本料金

①事業費ベース

$$1,347 \text{円/時} \times 5.52 \text{時間} = 7,435 \text{円} \div 7 = 7,430 \text{円/頭}$$

②補助金ベース

$$\text{①} \times 1/2 \text{(補助率)} = 3,715 \text{円/頭}$$

### 4.3 成牛運搬ヘルパーの利用料金設定について

#### (1) 成牛の定義

成牛運搬（引き廻しを含む）ヘルパーの対象牛は、当解説書の第1章の4の「肉用牛の定義」の中の、母牛及び育成牛であって、原則、妊娠している牛（妊娠していない牛の運搬は補助対象外）であること。

ただし、キャトルブリーディングステーション（以下、CBSとする）や公共牧場等に預託し、預託先で繁殖を行う場合は、この限りではない。

#### (2) 妊娠牛であることの証拠書類

肉用牛ヘルパー利用組合は、運搬対象牛が妊娠牛の運搬であることの証拠書類として、妊娠鑑定証明書（写）又は妊娠牛であることを表示した家畜市場のセリ名簿（写）を証拠書類として保管すること。ただし、CBSや公共牧場等へ預託する場合は、預託の事実が分かる書類の写しで代えることができるものとする。

#### (3) 成牛運搬の利用料金設定

成牛の家畜市場への運搬については、既に設定している子牛運搬と比較し、牛舎引き出し・車積込みに多少の時間が掛かるものの、基本的行程・時間はほぼ子牛運搬と同程度と判断される。

（参考）子牛運搬と成牛運搬の場合の牛舎引き出し・車積込み

◇子牛運搬の所要時間：20分

◇成牛運搬の所要時間：20～25分程度

従って、成牛運搬ヘルパーの利用料金設定については、現行の子牛運搬の積算に基づく基本料金によるものとする。

（参考）子牛1頭当たり基本料金

①事業費ベース  $1,347円 \times 8時間 = 10,776円 \div 10 = 1,077.6円 / 頭$

②補助金ベース  $① \times 1 / 2 = 5,388円$

#### 4. 4 家畜輸送ヘルパー利用促進のうち家畜市場内引き廻し代行ヘルパー

- (1) 補助対象となる市場内引き廻しヘルパーの利用料金については、ヘルパー要員によるヘルパー出役費として、家畜市場内引き廻しに要する時間に応じて支払うものとする。
- (2) 家畜市場内引き廻しに要する時間については、別添6の「子牛1頭の家畜市場内引き廻しに要する時間」により、232.5分(3.875時間)を拘束時間とする。
- (3) この場合、家畜市場内引き廻しヘルパー要員が、作業区分の①～⑥の一連の作業を行う場合にあっては、232.5分(3.875時間)を拘束時間とする。  
また、作業区分の⑥の作業を行う場合にあっては、①+②+⑥の合計時間175分(2.91時間)を拘束時間とする。
- (4) なお、①～⑥までの作業区分を組み合わせた作業を行う場合にあっては、その合計時間を所要時間とすることができるものとする。
- (5) 利用料金(基本料金)算定の積算基礎として、1の「肉用牛繁殖経営における労働費」に基づく労働費(円/時)を用いるものとする。

(6) 基本料金の算定 (単位：円)

作業区分	作業労賃基本料金の上限額	基本料金補助金額
①～⑥	1,347円/時×3.875時間 ≒5,210	2,605
①+②+⑥	1,347円/時×2.910時間 ≒3,910	1,955

(7) 肉用牛ヘルパー事業(家畜市場内引き廻し代行ヘルパー)に関する留意事項

(引き廻しの状況)

ア 家畜市場内引き廻し代行ヘルパー作業については、作業の性格上、複数のヘルパー要員により作業分担して引き廻しが行われる場合が想定される。この場合、ヘルパー利用者の出荷子牛の引き廻しとともに、ヘルパー要員自らが出荷する子牛が含まれる場合もある。

イ 本来、ヘルパー要員の出荷子牛の引き廻しについては、ヘルパー要員として出役している本人が引き廻しを行うのが基本ではあるが、作業の性格上、複数のヘルパー要員により作業分担して引き廻しが行われること、上場順番及び上場頭数等の関係から、ヘルパー要員自らの出荷子牛をヘルパー要員自ら引き廻しを行うことが出来ず、他のヘルパー要員が引き廻しを行う場合も想定され、引き廻しを行ったのが本人なのか他のヘルパー要員なのか判然としないことが多い。

(対応)

ウ この場合の補助金上の取扱いは、ヘルパー要員自らの出荷子牛については、補助対象とならないことに留意すること。従って、ヘルパー利用者が引き廻し代行を依頼した出荷子牛のみが補助対象となる。(補助対象頭数は、ヘルパー要員の出荷子牛頭数を除いた頭数となる。)

なお、このルールは、家畜輸送代行等についても同様の扱いとなる。

(別添6)

## 家畜輸送ヘルパー利用促進のうち家畜市場内引き廻し代行ヘルパーに要する時間

## 1. 子牛1頭当たり単価設定

- (1) 出荷ヘルパー利用農家は、平成18年～平成22年までの5年間の全国平均飼養頭数11.1頭、販売頭数8.9頭。1ヶ月の出荷頭数約1頭程度の農家が主体。
- (2) 平均飼養頭数以上の大型農家は、自家用運搬車を所有。
- (3) この利用実態を踏まえ、1頭当たり単価を設定。

## 2. 子牛1頭の市場出荷に要する時間

(単位：分)

作業場所	作業区分	所要時間	備考
移動	要員自宅 → 家畜市場	20	往路
	家畜市場 → 要員自宅 ①	20	復路
作業開始 前後の準備	【作業前・後】着替え、消毒 ②	10	防疫対策として
		10	防疫対策として
家畜市場	子牛積降し・上場手続き ③ ・体重・体高測定 ・子牛登記書、個体識別番号等書類と本牛との確認 ・予防接種等書類確認 ・損徴、悪癖、奇形、損傷等の確認	17.5	家畜輸送専門代行ヘルパーとの共同作業となるので、家畜市場内引き廻しヘルパーは、補助者的役割につき、所要時間は1/2とする。
		(5.0)	
		(5.0)	
(2.5)			
	繫留場移動・保定 ④	10	
	購買者下見説明対応 ⑤	30	複数購買者対応
セリ	上場準備、家畜市場内引き廻し ⑥	115	
合計		232.5	3.875時間(拘束時間)

(注) ① 別添4と同じ

② 家畜市場内引き廻しヘルパーの一般的な例

繫留場 → 誘導レール(手引) → セリ場への引き出し → (セリ成立)  
 → 購買者耳標装着 → 繫養場へ移動 → 保定 → (運搬車への積込み)  
 → セリ終了後の販売伝票受取・確認

③ ⑥の家畜市場内引き廻しの所要時間については、家畜市場ルールによる当日のセリ順番(出場番号)をも考慮した拘束時間

## 3. 子牛1頭当たり基本料金

【①+②+③+④+⑤+⑥の全作業の代行を行う場合】

## (1) 基本料金

①事業費ベース

1,347円/時×3.875時間  
 =5,219円≒5,210円/頭

②補助金ベース

①×1/2(補助率)  
 =2,605円/頭

【①+②+⑥の市場内引き廻しの代行作業を主体に行う場合】

## (1) 基本料金

①事業費ベース

1,347円/時×2.91時間  
 =3,919円≒3,910円/頭

②補助金ベース

①×1/2(補助率)  
 =1,955円/頭



#### 4. 5 家畜輸送ヘルパー利用促進の豪雪地帯等に関する特例措置

(1) 豪雪地帯対策特別措置法で、豪雪地帯及び特別豪雪地帯に指定されている市町村に該当する肉用牛ヘルパー利用組合にあっては、冬期間（現行の太陽暦の冬期間：12月～2月）の豪雪等による家畜輸送の難渋性、依頼農家牛舎周辺の除雪状況及びより慎重な運転等を考慮し、家畜輸送に要する作業時間（拘束時間：8時間）に2割を加算した9.6時間（以下「1.2倍加算ルール」という。）を用いることができるものとする。

(2) 豪雪地帯等における冬期間の基本料金の算定

（単位：円）

子牛1頭当たり基本料金の上限額	基本料金補助金額
1,347円/時×9.6時間 ≒ 12,930円	6,465円

(3) 道府県畜産協会は、この1.2倍加算ルールを採用し道府県下のヘルパー利用組合に適用する場合にあっては、あらかじめ適用期間、適用日（家畜輸送日）の積雪や道路状況による1.2倍加算ルールの適用の判断基準（適用の可否）、届出書様式等の作成、指導等を行い、ヘルパー利用組合に周知徹底するものとする。

(4) ヘルパー利用組合は、1.2倍加算ルールを採用する場合にあっては、あらかじめ道府県畜産協会に届出書を提出し、道府県畜産協会会長の承認を得るものとする。

<参考>豪雪地帯の指定要件

- ① 国土交通省令・総務省令・農林水産省令で定める期間における累年平均積雪積算値が5000cm日以上の地域
- ② 平成30年4月1日現在、24道府県・532市町村が豪雪地帯として指定

(5) 豪雪地帯等の指定状況は、別紙「豪雪地帯及び特別豪雪地帯一覧」のとおり。

(6) 豪雪地帯等における1.2倍加算ルールについては、「家畜輸送ヘルパー利用促進の冬期間における豪雪地帯特別加算について」を参考資料として添付したので参照のこと。

## 4. 6 家畜輸送代行ヘルパーの例外的料金設定に関する特例措置

### (1) 例外的利用料金設定の前提条件

現行基準単価積算の運搬距離50km以上の利用料金の設定を例外的に認める場合に当たっては、家畜輸送利用者の大宗をなす高齢者、傷病者、零細規模農家等から相応の負担を強いることになるので、所要の手続きを経て（別紙）、例外的利用料金設定の対象となるヘルパー利用組合の要件等を勘案し、やむを得ないものと最終的に判断された場合に限り、例外的に認めることとする。ただし、利用料金設定については、利用者やヘルパー事業の予算上の制約等を考慮し、最終判断段階において地元設定料金の修正が可能であることとする。

### (2) 最短距離ルートの採用

- ① 肉用牛ヘルパー利用組合は、例外的料金設定に当たっての起点から家畜市場までの走行距離については、最短距離ルートの走行距離を採用するものとする。

また、最短距離ルートを採用するに当たっては、実際に同ルートを実走して走行距離の確認（実測）を行うものとする。

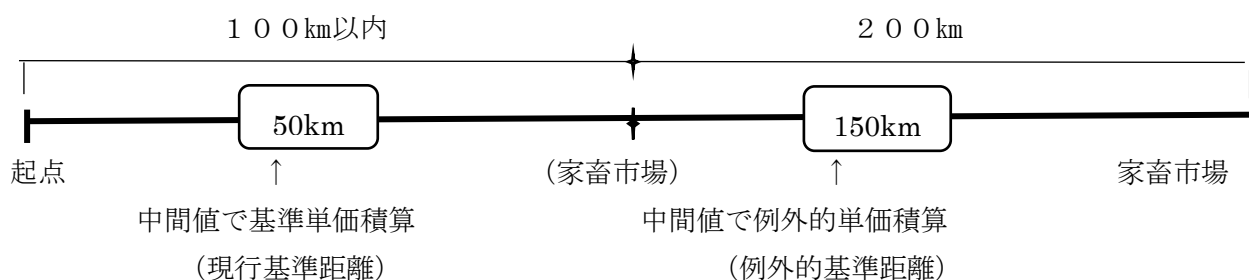
- ② なお、最短距離ルートを採用する場合にあっては、運搬上の安全確保走行に要する時間や子牛への事故の防止等に配慮したルートであること。

### (3) 対象となる肉用牛ヘルパー利用組合の要件

起点から家畜市場までの走行距離が、最短距離ルートで100km超の地域を範囲として含む肉用牛ヘルパー利用組合とする。

### (4) 例外的料金設定の距離の考え方（100超～200km）

現行基準単価積算の中間距離50km以上の走行距離で基準単価を積算する場合は、肉用牛ヘルパー利用組合が、あらかじめ家畜輸送ヘルパーの起点として定める場所から家畜市場までの走行距離が、おおむね200km程度と想定し、その中間距離150kmで基準単価を積算するものとする。



## (5) 起点の考え方

- ① 肉用牛ヘルパー利用組合は、あらかじめ家畜輸送ヘルパーの起点とする場所について、1カ所を定めるものとする。
- ② 肉用牛ヘルパー利用組合が定める起点は、ヘルパー要員が居住する最寄りの公的又は準ずる機関（市町村役場（支所・出張所含む）、公民館、JA（支所・出張所含む）、地域集会所等）が所在する場所とする。

なお、複数の家畜輸送要員がいる場合にあっても、肉用牛ヘルパー利用組合が定める起点は1カ所とする。
- ③ 起点から家畜市場までの走行距離が、片道100km以内の場合は、現行の基準単価（50km）による積算とする。
- ④ 起点から家畜市場までの最短の走行距離が、片道100km超の場合は、起点から家畜市場までの走行距離に基づき積算を行う。
- ⑤ 肉用牛ヘルパー利用組合は、起点から家畜市場までの最短の走行距離について、運搬上の安全確保走行に要する時間や子牛への事故の防止等に配慮したルートを、カーナビやネット上の距離計算サイトで検索又は実走により最適・最短ルートを選定するものとする。

なお、カーナビやネット上の距離計算サイトで検索してルートを選定した場合は、実走により最短の走行距離が100km超であることを確認するものとする。
- ⑥ ヘルパー要員が、同一運搬車で複数頭を同時に運搬する場合にあっても、家畜輸送の起点に変更は無いものとする。
- ⑦ 例外的利用料金設定を適用する場合の起点から家畜市場までの走行距離の上限は、150kmまでとする。

## (6) 家畜輸送代行ヘルパー（例外的料金）に要する時間

- ① 子牛1頭当たりの単価設定
  - ア 出荷ヘルパー利用農家は平成20年～平成24年までの5年間の全国平均飼養頭数11.9頭、販売頭数9.6頭。1か月の出荷頭数約1頭程度の農家が主体。
  - イ 平均飼養頭数以上の大型農家は、自家用運搬車を所有。
  - ウ この利用実態を踏まえ、1頭当たりの単価を設定。
- ② 100km超での例外的料金を設定する場合には、(7)の手続きを参照し、
  - ア 1) 規約の改正（総会）→2) 都道府県畜産協会での精査→3) 機構等との協議→4) 都道府県畜産協会から承認、知事届を行う。
  - イ 100km超での例外的料金を実際に適用する場合には、運搬の都度、運搬車両の運行メーターの写真を取り書類として、実施報告書に添付する等により保存すること（出発前・到着後）。
  - ウ 家畜輸送専門代行ヘルパーで、100km超での例外的料金を設定する場合には、上記に準じて料金設定すること。

③ 子牛1頭の市場出荷に要する時間(例外的料金設定を適用する場合)

(単位：分)

作業場所	作業区分	所要時間	備 考
運搬準備・移動	運搬準備	20	運搬車点検、清掃・消毒含む
	要員車庫前→運搬依頼農家前	20	
運搬依頼農家牛舎前	子牛積込準備	10	敷料・オガ粉入れ
	子牛捕獲・損傷等確認	10	出荷用とう絡
	牛舎引出し・車積込み	20	
運搬車	運搬(往路)	250	距離：150km (起点及び家畜市場到着時の走行距離メーターの写真撮影)
セリ	子牛積降し・上場手続き	35	8:00 家畜市場着
	・体重・体高測定	(10)	
	・子牛登記書、個体識別番号等書類と本牛との確認	(10)	
	・予防接種等書類確認	(5)	
	・損徴、悪癖、奇形、損傷等の確認	(10)	
	繋留場移動・保定	10	
	購買者下見説明対応	30	
セリ	上場準備、家畜市場内引き廻し	115	
帰路準備	運搬車清掃・消毒	20	敷料・オガ粉処分
運搬車	帰路(復路)	180	距離：150km
	運搬依頼農家への業務終了報告等	20	「肉用牛ヘルパー実施報告書」の依頼農家確認印等の取得
	運搬依頼農家前→要員車庫前	20	
合 計		760	約12.5時間(拘束時間)

④ 運搬時間計算例

- ・往路：片道の距離150km÷平均速度35km≒250分
- ・復路：片道の距離150km÷平均速度50km≒180分

⑤ 子牛1頭当たり基本料金

ア 事業費ベース

$$1,347\text{円/時} \times 12.5\text{時間} \\ = 16,837\text{円} \div 16,000\text{円/頭}$$

イ 補助金ベース

$$\text{ア} \times 1/2 \text{ (補助率)} \\ = 8,000\text{円/頭}$$

(7) 例外的料金設定に係る事務手続き

① 肉用牛ヘルパー利用組合における手続き

- ア 肉用牛ヘルパー利用組合は、家畜輸送の利用者、家畜輸送の要員双方から例外的料金設定に関する意見交換等を行い組合内の意思統一を図る。
- イ 肉用牛ヘルパー利用組合は、家畜輸送ヘルパーの起点なる場所について、1カ所を定めること。
- ウ 肉用牛ヘルパー利用組合は、起点から家畜市場までの最短距離ルートを決定的すること。  
決定に当たっては、最短距離ルートを実走し、走行距離が100km超であることを確認するとともに、実走した走行距離の実績を積算根拠とすること。
- エ 肉用牛ヘルパー利用組合は、実走した走行距離の実績により、例外的利用料金の積算と利用料金（案）を作成すること。
- オ 肉用牛ヘルパー利用組合は、総会において、例外的利用料金設定の積算、利用料金の変更等に関する組合規約の改正（一部改正）について決議すること。（様式1）
- カ 肉用牛ヘルパー利用組合は、総会の議決を経て、「〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合規約の変更」、「家畜輸送代行ヘルパー例外的料金設定申請書」及び添付資料（以下「申請書類一式」という。）を揃えて、都道府県畜産協会会長に申請すること。（様式2）
- キ 肉用牛ヘルパー利用組合は、都道府県畜産協会等の指導を受け、適切な家畜輸送代行ヘルパーの例外的料金の設定を行うこと。
- ク また、次年度以降も引き続き例外的料金の適用を希望する場合には、適用したい年度毎に、その積算資料を実施計画書に添付の上、都道府県畜産協会あて、例外的料金の適用について届け出るものとする。

② 都道府県畜産協会における手続き

- ア 都道府県畜産協会は、肉用牛ヘルパー利用組合から提出された申請書類一式の内容を精査するとともに、必要に応じて説明等を受けること。
- イ 都道府県畜産協会は、高齢者等の家畜輸送利用者への経営的負担等に配慮しつつ、申請内容等を精査すること。
- ウ 都道府県畜産協会は、規約承認の前に、事前協議（国、機構、全国協会及び県協会等）のために必要な資料（申請書類一式等）の準備とその対応を行うこと。
- エ また、都道府県畜産協会は、肉用牛ヘルパー利用組合から例外的利用料金設定のための申請書類一式の提出があった場合、申請書類一式のコピー3部を速やかに全国協会に送付すること。
- オ 都道府県畜産協会は、事前協議結果や指導事項を踏まえ、例外的利用料金設定の修正内容等を肉用牛ヘルパー利用組合に報告するとともに、適切な指導を行うこと。
- カ 都道府県畜産協会は、規約の変更及び例外的利用料金の承認後、速やかに承認通知書を肉用牛ヘルパー利用組合に通知すること。

併せて、規約改正について都道府県知事に届け出るものとする。

キ 都道府県畜産協会は、次年度以降も引き続き、当該肉用牛ヘルパー利用組合の例外的料金適用を認める場合には、当該組合からの積算資料を実施計画書に添付の上、農畜産業振興機構あて、例外的料金適用について届け出るものとする。

### ③ 事前協議

ア 全国協会は、都道府県畜産協会から申請書類一式（写）の提出があった時は、速やかに国、機構に送付すること。

イ 機構は、全国協会に対して、その内容、書類関係等のチェックや事前協議の日程調整を指示すること。

ウ 国、機構、全国協会の三者は、申請都道府県協会等からの説明を受け、例外的利用料金設定の妥当性や例外的利用料金内容等について協議を行うこと。

エ 国、機構、全国協会の三者は、申請都道府県畜産協会等に対して、適切な指導等を行うこと。

### ④ その他

ア 別紙の「家畜輸送代行ヘルパーの例外的料金設定のための事務手続きの流れ（フローチャート）」参照のこと。

イ 肉用牛ヘルパー利用組合は、運搬要員に対して、起点出発時及び家畜市場到着時の走行距離を確認するため、毎回、当該家畜輸送車の距離メーターを撮影、印刷し100km超であることの証拠書類として提出するよう指示すること。

ウ 家畜輸送専門代行ヘルパーで例外的利用料金設定を行う場合にあっては、この家畜輸送代行ヘルパーの例に基づくものとする。

#### <家畜輸送代行ヘルパーの例外的利用料金設定に関する特例措置に関する追加解説の背景>

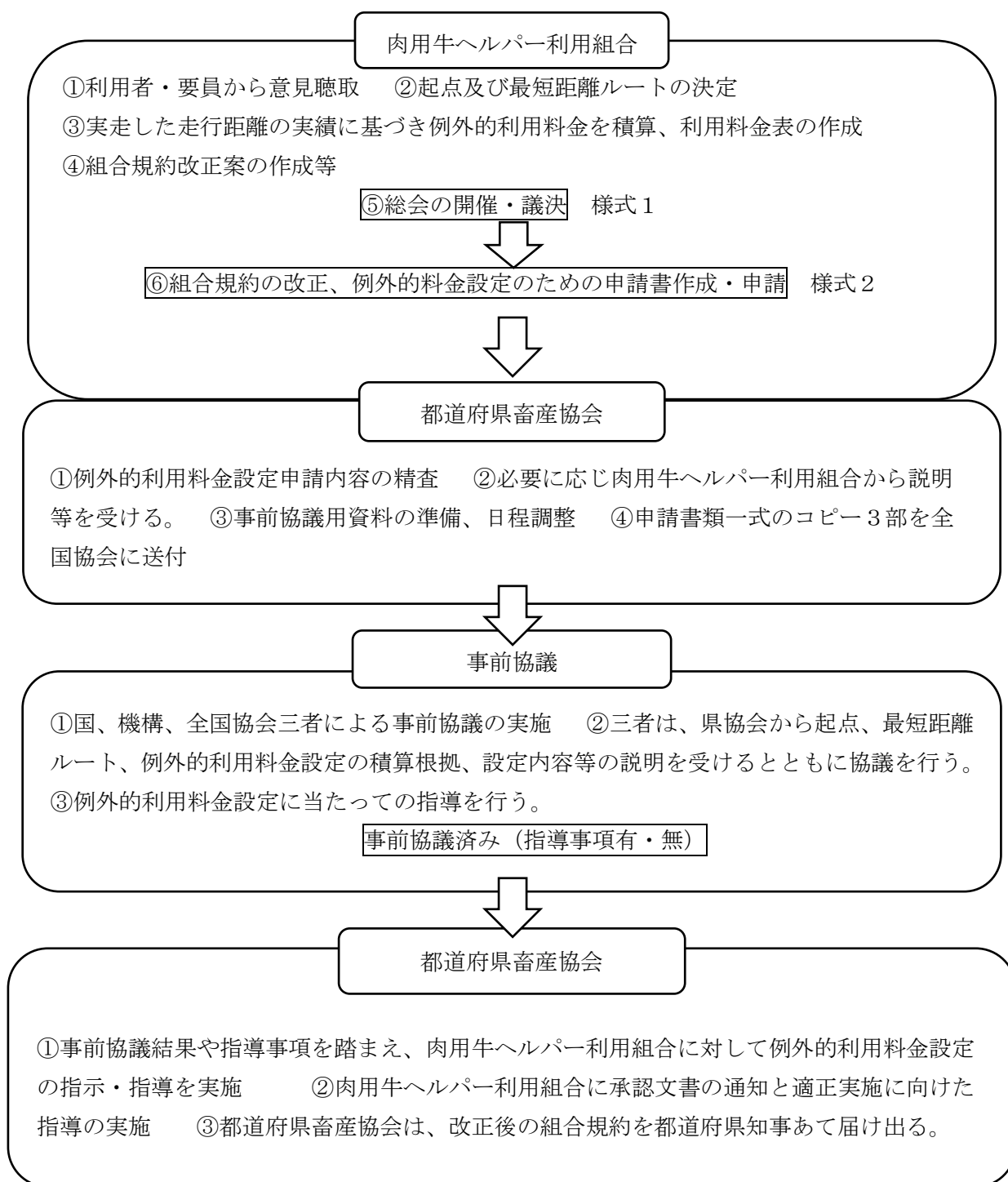
- ・ 解説書における、起点から家畜市場までの最短距離ルートを地図上で検索して実走した場合、アップダウンが多くブレーキを使う頻度が非常に多い、道幅の狭い一車線の道路が多く、他の車両とのすれ違いに苦慮するなど最短距離ルートではあるが運搬時間は必ずしも短縮できない場合がある。

このような道路事情にある最短距離ルートを利用して子牛を運搬した場合、商品としての子牛の事故、運搬ストレス等が心配される。

- ・ このような状況から、最短距離ルートの選定に当たっては、運搬上の安全確保走行に要する時間、子牛への事故の防止等を図る観点から、実走の最適・最短ルートをもって例外的料金設定に関する特例措置の適用が可能となるよう追加解説する。

（平成28年10月追加、29年3月一部改正）

## 家畜輸送代行ヘルパーの例外的料金設定のための事務手続きの流れ



様式 1

(ヘルパー利用組合総会付議事項)

家畜輸送代行ヘルパーの例外的料金設定に伴う組合規約の変更について

〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合

(議案)

当ヘルパー利用組合が実施する家畜輸送については、起点から家畜市場までの走行距離が、最短距離で100km超(片道)の地域が範囲として含まれることから、当該地域の例外的料金として、下記のとおり設定することとし、当ヘルパー利用組合規約のヘルパー利用料金に関する事項の一部改正を行う。

記

1 例外的利用料金設定地域の範囲

(地域範囲を示す住所、部落名等を記入、範囲を示す地図を添付)

2 例外的利用料金設定地域の起点と家畜市場

(1) 起点： (起点となる場所の住所、施設名称等を記入、起点を示す地図を添付)

(2) 家畜市場名称：(家畜市場の住所を記入、家畜市場を示す地図を添付)

3 最短距離ルート及び最短距離

(1) 最短距離ルート：(起点から家畜市場までの最短距離ルート(起点→町道○号→県道○号→国道○号→市場)を記入、ルートを示す地図を添付)

(2) 最短距離： km (実走した走行距離の実績を記入)

4 例外的利用料金の設定

作業区分	最短運搬距離 (km)	例外的料金(1頭当たり)	
		利用料	補助対象額
家畜輸送代行ヘルパー		円	円
家畜輸送専門代行ヘルパー		円	円

(注) 1 例外的料金設定ができるのは、家畜市場までの距離が最短で片道 100km 超～200km 以内の場合とし、実走した走行距離の実績を積算根拠とすることに留意すること。

2 例外的利用料金設定のための積算根拠に用いる距離の上限は、起点から家畜市場までの最短距離で150kmまでであることに留意すること。

添付資料

- 1 例外的利用料金設定地域の範囲、起点、家畜市場、運搬ルートを示す地図を添付
- 2 例外的料金設定の積算根拠(別紙)
- 3 その他説明に必要な資料



(別紙)

例外的料金設定を適用する場合の積算根拠

(1) 子牛1頭の市場出荷に要する時間積算

作業場所	作業区分	所要時間	備考
運搬準備・移動	運搬準備		
	要員車庫前→運搬依頼農家前		
運搬依頼農家牛舎前	子牛積込準備		
	子牛捕獲・損傷等確認		
	牛舎引出し・車積込み		
運搬車	運搬(往路)		距離 km
家畜市場	子牛積降し・上場手続き ・体重・体高測定 ・子牛登記書、個体識別番号等書類と本牛との確認 ・予防接種等書類確認 ・損徴、悪癖、奇形、損傷等の確認		
	繋留場移動・保定		
	購買者下見説明対応		
	セリ	上場準備、家畜市場内引廻し	
帰路準備	運搬車清掃・消毒		
運搬車	帰路(復路)		距離 km
	運搬依頼農家への業務終了報告等		「肉用牛ヘルパー実施報告書」の依頼農家確認印等取得
	運搬依頼農家前→要員車庫前		
合計			約 時間(拘束時間)

(2) 運搬時間計算

- ・往路\_\_\_\_\_時間 ( )
- ・復路\_\_\_\_\_時間 ( )

(3) 子牛1頭当たり利用料金等

①事業費ベース

$$\underline{\quad} 1,347 \text{ 円/時} \times \underline{\quad} \text{ 時間}$$

$$= \underline{\quad} \text{ 円} \div \underline{\quad} \text{ 円/頭}$$

②補助金ベース

$$\text{①} \times 1/2 \text{ (補助率)}$$

$$= \underline{\quad} \text{ 円/頭}$$

様式 2

(肉用牛ヘルパー利用組合→都道府県畜産協会)  
(国、機構、全国協会事前協議用)

平成 年 月 日

道府県畜産協会  
会長あて

〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合  
代表 ⑩

家畜輸送代行ヘルパーの例外的料金設定に係る組規約の  
一部改正に係る承認申請について

このことについて、家畜輸送代行ヘルパーに係る例外的料金の設定について当ヘルパー利用組合総会において決議されたことから、当ヘルパー利用組規約の一部を別紙のとおり改正したいので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添 3 の第 2 の 2 の規定に基づき申請します。

別紙 : 「〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組規約新旧対照表」

添付資料 : 〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合総会における関係資料  
(様式 1 による総会での決議内容 (写))

## 5. 削蹄のための肉用牛ヘルパー利用促進

(1) 削蹄のための肉用牛ヘルパーについては、以下の通り実施するものとする。

- ① 削蹄師の免許を取得している等、適当な技術を有している肉用牛農家が、互助制度の下で、利用組合のヘルパー要員として登録されていて、利用組合の出役調整を受けてヘルパー要員として削蹄を行う場合（以下「ヘルパー削蹄」という。）に限って補助対象とする。
- ② 第1章の6. ヘルパー要員の定義に該当しない者（以下「非ヘルパー要員」という。）による削蹄作業に係る経費については、補助対象外とする。
- ③ 非ヘルパー要員が削蹄を行う場合、削蹄作業を円滑に実施するための補助的業務（以下「削蹄補助」という。）に従事するヘルパー要員に係る料金に限って補助対象とする。

◇削蹄牛1頭当たりの削蹄補助に要する作業時間（成牛・育成牛の場合）

作業区分	作業内容	時間	備考
準備作業	要員倉庫前→柵場積込等 ①	0.0833	5分 道具準備積込
	要員倉庫前→削蹄依頼農家 ②	0.3333	20分 往路、消毒含む
	削蹄柵場設置準備 ③	0.0833	5分
削蹄牛1頭毎の作業	削蹄牛捕獲・移動 ④	0.0833	5分
	削蹄四肢保定・除糞等 ⑤	0.1666	10分（4肢×2.5分）
	削蹄 ⑥	—	—
	削蹄牛の牛舎移動 ⑦	0.0833	5分
	小計（④+⑤+⑦） ⑧	0.3333	（小計20分：1頭当たり）
終了作業	削蹄柵場移動・掃除等 ⑨	0.0833	5分
	削蹄依頼農家→要員倉庫前 ⑩	0.3333	20分 復路、消毒含む
作業時間合計	削蹄作業を除く削蹄補助の場合 （①+②+③+⑧+⑨+⑩）	1.2500	75分
	⑥を除く削蹄牛1頭毎の削蹄補助の場合 （⑧+移動時間（②+⑩））	1.0000	60分

(2) 削蹄補助ヘルパーの基本利用料金の設定

- ① 補助対象となる削蹄補助ヘルパーの基本利用料金については、ヘルパー要員によるヘルパー出役費として削蹄補助に要する時間に応じて支払うものとする。
- ② 利用料金（基本料金）算定の積算基礎として、1の「肉用牛繁殖経営における労働費」に基づく労働費（円/時）を用いるものとする。
- ③ 削蹄補助に要する作業時間（拘束時間）について、母牛・育成牛の場合は、削蹄牛1頭毎の削蹄補助時間を20分とする。また、削蹄補助の全体時間としては、準備作業時間30分及び終了作業時間25分を勘案することができるものとする。

④ 子牛市場出荷前の子牛1頭当たりの削蹄補助に要する作業時間については、削蹄が初体験であることによる子牛取扱時間、子牛馴致の有無、生産物である出荷子牛の瑕疵への配慮（より丁寧な取り扱い）等による作業時間を考慮し、母牛・育成牛に要する1頭毎の作業時間20分に準じることができるものとする。

⑤削蹄補助の削蹄牛1頭当たり基本料金の算定

◇削蹄を除く全体作業の削蹄補助（①+②+③+⑧+⑨+⑩）の場合

（単位：円）

区分	削蹄補助1頭当たり基本料金の上限額	基本料金補助金額
母牛・育成牛	1,347円/時×1.2500時間 ≒1,600	1,600円/頭×1/2 =800
子牛	1,347円/時×1.2500時間 ≒1,600	1,600円/頭×1/2 =800

◇削蹄牛1頭毎の削蹄補助時間（⑧+移動時間（②+⑩））の場合

（単位：円）

区分	削蹄補助1頭当たり基本料金の上限額	基本料金補助金額
母牛・育成牛	1,347円/時×1.0000時間 ≒1,300	1,300円/頭×1/2 =650
子牛	1,347円/時×1.0000時間 ≒1,300	1,300円/頭×1/2 =650

(3) 削蹄ヘルパーの1頭当たり削蹄の基本利用料金の設定

① ヘルパー削蹄の利用料金の設定については、1頭当たり料金とし、現時点における母牛・育成牛及び子牛の料金設定は、現行料金を尊重（基本）する。

② なお、同一県内のヘルパー利用組合間で、1頭当たりの削蹄料金に差のあるものが認められる場合には、この際、都道府県等の指導の下、都道府県畜産協会を通じて、比較的高めの料金設定となっているものを下方修正等し、その格差の改善に努めるものとする。

(4) また、削蹄ヘルパーの基本利用料金等については、限られた予算の中で効率的かつ効果的に実施し、その内容を適正化するため、今後、実施内容を検証した上で、必要な見直しを行うものとする。

## 6. 除角のための肉用牛ヘルパー利用促進

### (1) 除角のためのヘルパー利用の利用料金単位

- ① 利用料金単位については、1頭当たりを単位とする基本料金に統一する。
- ② 基本料金は、除角する対象牛1頭当たりの料金とする。

### (2) 除角ヘルパー利用の利用料金単価

- ① 利用料金（基本料金）算定の積算基礎として、1の「肉用牛繁殖経営における労働費」に基づく労働費（円/時）を用いるものとする。
- ② 除角に要する作業時間（拘束時間）については、以下によるものとする。

◇除角に要する子牛1頭当たりの作業時間

作業区分	作業内容	時間	備考
準備作業	要員倉庫前→柵場等積込 ①	0. 0 8 3 3	5分 保定柵準備等
	要員倉庫前→ 除角依頼農家 ②	0. 3 3 3 3	20分 往路、消毒含む
	保定柵場設置準備 ③	0. 0 8 3 3	5分
除角牛1頭当たりの作業	子牛捕獲・移動 ④	0. 1 6 6 6	10分
	子牛の柵場保定 ⑤	0. 1 6 6 6	10分
	除角 ⑥	0. 3 3 3 3	20分
	止血・消毒等作業 ⑦	0. 2 5 0 0	15分（止血等確認時間含）
	牛舎への移動 ⑧	0. 0 8 3 3	5分
	小計（④+⑤+⑥+⑦+⑧） ⑨	1. 0 0 0 0	60分：1頭当たり
終了作業	保定柵場移動・掃除等 ⑩	0. 0 8 3 3	5分
	除角依頼農家→要員倉庫前 ⑪	0. 3 3 3 3	20分 復路、消毒含む
作業時間合計	全体時間（①+②+③+⑨+⑩+⑪）	1. 9 1 6 5	115分
	1頭当たり除角補助作業（⑥、⑦を除く）	1. 3 3 3 3	80分

- ③ 除角に要する作業時間（拘束時間）については、12ヵ月齢以上（365日齢以上）の母牛・育成牛を対象とする場合にあっては、別途、除角に要する1頭当たりの作業時間を作成し積算を行うものとする。

### (3) 基本料金の算定（子牛の場合）

（単位：円）

区 分	1頭当たり基本料金の上限額	基本料金補助金額
除角ヘルパー （①+②+③+⑨+⑩+⑪）	1, 3 4 7 円/時×1. 9 1 6 5 時間 ≒ 2, 5 8 0	2, 5 8 0 円/頭×1/2 = 1, 2 9 0
除角ヘルパー補助者 （⑥、⑦を除く）	1, 3 4 7 円/時×1. 3 3 3 3 時間 ≒ 1, 7 9 0	1, 7 9 0 円/頭×1/2 = 8 9 5

## 7. 分娩管理のための肉用牛ヘルパー利用促進

### (1) 分娩管理ヘルパー利用の利用料金単位

- ① 利用料金単位については、人・日を単位とする基本料金に統一する。
- ② 基本料金は、分娩管理する分娩牛1頭当たりの料金とする。
- ③ 母牛の泌乳量（初乳）が十分でない場合、母牛の哺育放棄及び超早期母子分離等のための代用乳哺育等の付加作業については、付加作業（オプション）として設定することができるものとする。

### (2) 分娩管理ヘルパー利用の利用料金単価

- ① 補助対象となる分娩管理ヘルパーの利用料金については、ヘルパー要員によるヘルパー出役費として分娩管理作業時間に応じて支払うものとする。
- ② 利用料金（基本料金）算定の積算基礎として、1の「肉用牛繁殖経営における労働費」に基づく労働費（円/時）を用いるものとする。
- ③ 利用料金（基本料金）算定の積算根拠については、別添7の「分娩管理ヘルパー積算根拠」及び別添7-2の「分娩管理ヘルパーに要する時間（正常分娩の場合）」によるものとする。

### ④ 基本料金の算定 （単位：円）

母牛1頭当たり基本料金の上限額	基本料金補助金額
$1,347 \text{円/時} \times 6.48 \text{時間}$ $\approx 8,720$	$8,720 \text{円/頭} \times 1/2$ $= 4,360$

(別添7)

### 分娩管理ヘルパー積算根拠

○肉用牛繁殖経営における労働費・・・1の別添1による。

○ヘルパー作業に要する時間と作業内容

別添8-2「分娩管理ヘルパーに要する時間（正常分娩の場合）」参照

○基本料金：分娩管理母牛1頭当たりの料金とする

作業労賃基本料金	基本料金補助
1,347 円/時×6.48 時間≒8,720 円	4,360 円

(別添7-2)

分娩管理ヘルパーに要する時間（正常分娩の場合）

作業内容	所要時間	備考
[作業前]移動、着替え、消毒（車両、長靴等）	0.3333	20分：往路、防疫対策として
[作業後]着替え、消毒（車両、長靴等）、移動	0.3333	20分：復路、防疫対策として
分娩房の準備（敷料、飼そう・飲水器掃除等）	0.3333	20分
分娩牛の分娩房への移動	0.3333	20分：分娩牛の捕獲・移動
分娩牛の分娩徴候の観察	0.5000	30分：体温測定、尾根部・粘液・外陰部・乳房等の変化の確認
陣痛から分娩までの平均時間	2.7000	162分（22～420分）：分娩助産 （鳥取種畜牧場調査試験報告書（1968））*1
分娩直後の子牛・母牛管理	0.5000	30分：鼻、口の粘着物等の拭き取り、臍帯の消毒、♂♀判定、及び後産の確認・処理等
子牛の生時から初乳摂取までの時間	1.4500	87分：分娩後の管理 生時→立上り開始→起立・歩行→初回の初乳摂取の確認 （久馬1981）*2
合計	6.483	389分

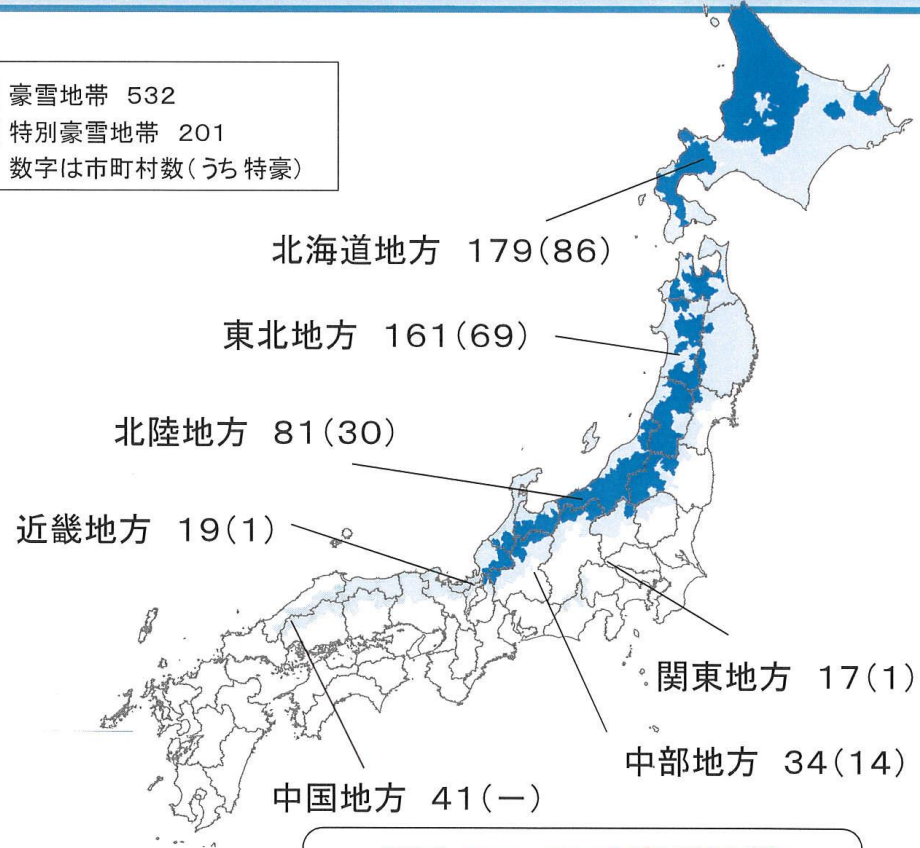
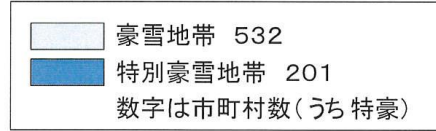
（注）\*1及び2：『『これからの和牛繁殖』その飼養管理と繁殖技術』高橋政義著（日本畜産振興会）



## 8. 豪雪地帯および特別豪雪地帯一覧

# 豪雪地帯・特別豪雪地帯の指定(平成30年4月1日現在)

北海道 ※	山梨県
	長野県
青森県 ※	岐阜県
岩手県 ※	静岡県
宮城県	
秋田県 ※	滋賀県
山形県 ※	京都府
福島県	兵庫県
栃木県	鳥取県 ※
群馬県	島根県
	岡山県
新潟県 ※	広島県
富山県 ※	
石川県 ※	※全域豪雪地帯(10道県)
福井県 ※	下線は特豪あり(15道県)



**国土の1/2は豪雪地帯  
 24道府県・532市町村**

(備考) 1 市町村数は平成30年4月1日現在。全国の市町村数のうち、東京23区は1市としてカウント。  
 2 面積は国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」(平成26年10月1日時点)による。  
 3 人口は平成27年国勢調査(平成27年10月1日)による。  
 (指定区域外の人口が大きい(※)一部指定豪雪地帯である仙台市、郡山市、静岡市、大津市は豪雪地帯に含めていない。)

豪雪地帯道府県別市町村数

平成30年4月1日現在

地方名	道府県名	全市町村数	豪雪地帯				うち特別豪雪地帯			
			計	市	町	村	計	市	町	村
北海道地方	北海道 ※	179	179	35	129	15	86	15	61	10
東北地方 豪雪 特豪 161 69	青森県 ※	40	40	10	22	8	13	6	5	2
	岩手県 ※	33	33	14	15	4	2	1	1	0
	宮城県	35	8	4	4	0	1	1	0	0
	秋田県 ※	25	25	13	9	3	13	8	3	2
	山形県 ※	35	35	13	19	3	26	9	14	3
	福島県	59	20	4	11	5	14	1	10	3
関東地方 豪雪 特豪 17 1	栃木県	25	3	2	1	0	0	0	0	0
	群馬県	35	14	3	6	5	1	0	0	1
北陸地方 豪雪 特豪 81 30	新潟県 ※	30	30	20	6	4	18	14	3	1
	富山県 ※	15	15	10	4	1	6	4	2	0
	石川県 ※	19	19	11	8	0	2	2	0	0
	福井県 ※	17	17	9	8	0	4	2	2	0
中部地方 豪雪 特豪 34 14	山梨県	27	2	1	1	0	0	0	0	0
	長野県	77	20	9	3	8	10	2	2	6
	岐阜県	42	10	7	2	1	4	2	1	1
	静岡県	35	2	2	0	0	0	0	0	0
近畿地方 豪雪 特豪 19 1	滋賀県	19	4	4	0	0	1	1	0	0
	京都府	26	8	6	2	0	0	0	0	0
	兵庫県	41	7	5	2	0	0	0	0	0
中国地方 豪雪 特豪 41 -	鳥取県 ※	19	19	4	14	1	0	0	0	0
	島根県	19	8	4	4	0	0	0	0	0
	岡山県	27	8	4	2	2	0	0	0	0
	広島県	23	6	4	2	0	0	0	0	0
計	24 道府県	902	532	198	274	60	201	68	104	29

注)※は、全域豪雪地帯である(全10道県)

## 豪雪地帯(特別豪雪地帯)指定地域

平成30年4月1日現在

- ① 市町村全域が特別豪雪地帯
- ▲ 市町村の一部の地域が特別豪雪地帯
- ※ 市町村の一部の地域が豪雪地帯、それ以外は無指定無印 市町村全域が豪雪地帯

### ○北海道(豪雪地帯:全道指定)

郡名	市 町 村 名
	札幌市 函館市 小樽市 旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 夕張市 ▲ 岩見沢市 (ただし、平成18年3月27日合併前の旧・岩見沢市、空知郡 旧・北村。他の地域は豪雪地帯)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 稚内市 ● 美唄市 ● 芦別市</li> </ul>
	網走市 ● 留萌市 苫小牧市 市 江別市 ● 赤平市 紋別市 ● 士別市 ● 名寄市 ● 三笠市 根室市 千歳市 ● 滝川市 ● 砂川市 歌志内市 ● 深川市 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 富良野市 登別市 恵庭市</li> </ul>
	▲ 伊達市 (ただし平成18年3月1日合併前の有珠郡 旧・大滝村。他の地域は豪雪地帯)北広島市 ▲ 石狩市 (ただし平成17年10月1日合併前の厚田郡 旧・厚田村、浜益郡 旧・浜益村。他の地域は豪雪地帯)
	北斗市
石狩郡	● 当別町 ● 新篠津村
松前郡	松前町 福島町
上磯郡	知内町 ● 木古内町
亀田郡	七飯町
茅部郡	鹿部町 森町
二世郡	● 八雲町
山越郡	● 長万部町
檜山郡	江差町 上ノ国町 ● 厚沢部町
爾志郡	乙部町
奥尻郡	奥尻町
瀬棚郡	● 今金町
久遠郡	▲ せたな町 (ただし平成17年9月1日合併前の瀬棚郡 旧・瀬棚町、北檜山町。他の地域は豪雪地帯)
島牧郡	島牧村
寿都郡	寿都町 ● 黒松内町
磯谷郡	● 蘭越町
虻田郡	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ニセコ町 ● 真狩村 ● 留寿都村 ● 喜茂別町 ● 京極町</li> <li>● 倶知安町 ● 豊浦町</li> </ul>
	▲ 洞爺湖町 (ただし平成18年3月27日合併前の虻田郡 旧・洞爺村。他の地域は豪雪地帯)

郡名	市	町	村	名
岩内郡	● 共和町	● 岩内町		
古宇郡	泊村	● 神恵内村		
積丹郡	● 積丹町			
古平郡	● 古平町			
余市郡	● 仁木町	余市町	● 赤井川村	
空知郡	南幌町	奈井江町	上砂川町	上富良野町 中富良野町 ● 南富良野町
夕張郡	由仁町	長沼町	栗山町	
樺戸郡	● 月形町	● 浦臼町	● 新十津川町	
雨竜郡	● 妹背牛町	● 秩父別町	● 雨竜町	● 北竜町 ● 沼田町 ● 幌加内町
上川郡 <small>(石狩国)</small>	● 鷹栖町	東神楽町	● 当麻町	比布町 ● 愛別町 ● 上川町 ● 東川町
	● 美瑛町			
勇払郡	● 占冠村	厚真町	安平町	むかわ町
上川郡 <small>(天塩国)</small>	● 和寒町	● 剣淵町	● 下川町	
中川郡 <small>(天塩国)</small>	● 美深町	● 音威子府村	● 中川町	
増毛郡	● 増毛町			
留萌郡	● 小平町			
苫前郡	● 苫前町	● 羽幌町	● 初山別村	
天塩郡	● 遠別町	● 天塩町	● 豊富町	● 幌延町
宗谷郡	● 猿払村			
枝幸郡	● 浜頓別町	● 中頓別町	● 枝幸町	
礼文郡	礼文町			
利尻郡	利尻町	利尻富士町		
網走郡	美幌町	● 津別町	大空町	
斜里郡	斜里町	● 清里町	小清水町	
常呂郡	訓子府町	置戸町	佐呂間町	
紋別郡	▲ 遠軽町	(ただし平成17年10月1日合併前の紋別郡 旧・丸瀬布町、白滝村。 他の地域は豪雪地帯)		
	湧別町	● 滝上町	● 興部町	● 西興部村 ● 雄武町
有珠郡	壮瞥町			
白老郡	白老町			
沙流郡	日高町	平取町		
新冠郡	新冠町			
浦河郡	浦河町			
様似郡	様似町			
幌泉郡	えりも町			
日高郡	新ひだか町			
河東郡	音更町	士幌町	上士幌町	鹿追町
上川郡 <small>(十勝国)</small>	● 新得町	清水町		
河西郡	芽室町	中札内村	更別村	

郡名	市	町	村	名
広尾郡	大樹町	広尾町		
中川郡 <small>(十勝国)</small>	幕別町	池田町	豊頃町	本別町
足寄郡	足寄町	陸別町		
十勝郡	浦幌町			
釧路郡	釧路町			
厚岸郡	厚岸町	浜中町		
川上郡	標茶町	弟子屈町		
阿寒郡	鶴居村			
白糠郡	白糠町			
野付郡	別海町			
標津郡	● 中標津町	● 標津町		
目梨郡	羅臼町			
豪雪地帯 179 ( 35 市 129 町 15 村 )				
うち特別豪雪地帯 86 ( 15 市 61 町 10 村 )				

○青森県(豪雪地帯:全県指定)

郡名	市	町	村	名
	● 青森市	● 黒石市		
	▲ 弘前市 (ただし平成18年2月27日合併前の中津軽郡 旧・相馬村。他の地域は豪雪地帯)			
	▲ 五所川原市 (ただし平成17年3月28日合併前の旧・五所川原市。他の地域は豪雪地帯)			
	▲ 十和田市 (ただし平成17年1月1日合併前の上北郡旧・十和田湖町。他の地域は豪雪地帯)			
	▲ 平川市 (ただし平成18年1月1日合併前の南津軽郡 旧・平賀町、碓ヶ関村。他の地域は豪雪地帯)			
	八戸市	三沢市	むつ市	つがる市
東津軽郡	● 平内町	● 今別町	● 蓬田村	外ヶ浜町
西津軽郡	● 鱒ヶ沢町	深浦町		
中津軽郡	● 西目屋村			
南津軽郡	藤崎町	大鰐町	田舎館村	
北津軽郡	板柳町	鶴田町	中泊町	
上北郡	● 野辺地町			
	▲ 東北町 (ただし平成17年3月31日合併前の上北郡旧・東北町。他の地域は豪雪地帯)			
	七戸町	おいらせ町	六戸町	横浜町 六ヶ所村
下北郡	大間町	東通村	風間浦村	佐井村
三戸郡	三戸町	五戸町	田子町	南部町 階上町 新郷村
豪雪地帯 40 ( 10 市 22 町 8 村 )				
うち特別豪雪地帯 13 ( 6 市 5 町 2 村 )				

○岩手県(豪雪地帯:全県指定)

郡名	市	町	村	名
	盛岡市	宮古市	大船渡市	奥州市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市
	一関市	陸前高田市	釜石市	二戸市 滝沢市
	▲ 八幡平市 (ただし平成17年9月1日合併前の岩手郡 旧・松尾村。他の地域は豪雪地帯)			
岩手郡	雫石町	葛巻町	岩手町	
紫波郡	紫波町	矢巾町		
和賀郡	● 西和賀町			
胆沢郡	金ヶ崎町			
西磐井郡	平泉町			
気仙郡	住田町			
上閉伊郡	大槌町			
下閉伊郡	山田町	岩泉町	田野畑村	普代村
九戸郡	軽米町	洋野町	野田村	九戸村
二戸郡	一戸町			
豪雪地帯		33	( 14 市 15 町 4 村 )	
うち特別豪雪地帯		2	( 1 市 1 町 0 村 )	

○宮城県

郡名	市	町	村	名
	※ 仙台市 (ただし昭和62年11月1日合併前の宮城郡 旧・宮城町、昭和63年3月1日合併前の名取郡 旧・秋保町。他の地域は無指定)			
	▲ 大崎市 (ただし平成18年3月31日合併前の玉造郡 旧・鳴子町は特別豪雪地帯。平成18年3月31日合併前の旧・古川市、玉造郡 旧・岩出山町は豪雪地帯。他の地域は無指定)			
	白石市			
	※ 栗原市 (ただし平成17年4月1日合併前の栗原郡 旧・築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村。他の地域は無指定)			
刈田郡	蔵王町	七ヶ宿町		
柴田郡	川崎町			
加美郡	※ 加美町 (ただし平成15年4月1日合併前の加美郡 旧・小野田町、宮崎町。他の地域は無指定)			
豪雪地帯		8	( 4 市 4 町 0 村 )	
うち特別豪雪地帯		1	( 1 市 0 町 0 村 )	

○秋田県(豪雪地帯:全県指定)

郡名	市	町	村	名
	秋田市	能代市		
	▲ 横手市	(ただし平成17年10月1日合併前の平鹿郡 旧・増田町、大森町、雄物川町、山内村。他の地域は豪雪地帯)		
	▲ 大館市	(ただし平成17年6月20日合併前の北秋田郡 旧・比内町、田代町。他の地域は豪雪地帯)		
	男鹿市	● 湯沢市		
	▲ 鹿角市	(ただし昭和47年4月1日合併前の鹿角郡 旧・八幡平村。他の地域は豪雪地帯)		
	▲ 由利本荘市	(ただし平成17年3月22日合併前の由利郡 旧・矢島町、鳥海町、東由利町。他の地域は豪雪地帯)		
	潟上市			
	▲ 大仙市	(ただし平成17年3月22日合併前の仙北郡 旧・協和町。他の地域は豪雪地帯)		
	▲ 北秋田市	(ただし平成17年3月22日合併前の北秋田郡 旧・森吉町、阿仁町。他の地域は豪雪地帯)		
	▲ 仙北市	(ただし平成17年9月20日合併前の仙北郡 旧・田沢湖町、西木村。他の地域は豪雪地帯)		
	にかほ市			
鹿角郡	小坂町			
北秋田郡	● 上小阿仁村			
山本郡	三種町	八峰町	● 藤里町	
南秋田郡	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村
仙北郡	▲ 美郷町	(ただし平成16年11月1日合併前の仙北郡 旧・千畑町。他の地域は豪雪地帯)		
雄勝郡	● 羽後町	● 東成瀬村		
	豪雪地帯	25(	13 市	9 町 3 村 )
	うち特別豪雪地帯	13(	8 市	3 町 2 村 )



○山形県(豪雪地帯:全県指定)

郡名	市	町	村	名
	山形市 ● 米沢市			
	▲ 鶴岡市 (ただし平成17年10月1日合併前の東田川郡 旧・羽黒町、楡引町、朝日村。他の地域は豪雪地帯)			
	▲ 酒田市 (ただし平成17年11月1日合併前の飽海郡 旧・八幡町。他の地域は豪雪地帯)			
	● 新庄市 寒河江市 ● 上山市 ● 村山市 ● 長井市 天童市 東根市			
	● 尾花沢市 ● 南陽市			
東村山郡	山辺町 中山町			
西村山郡	河北町 ● 西川町 ● 朝日町 ● 大江町			
北村山郡	● 大石田町			
最上郡	● 金山町 ● 最上町 ● 舟形町 ● 真室川町 ● 大蔵村 ● 鮭川村 ● 戸沢村			
東置賜郡	● 高島町 ● 川西町			
西置賜郡	● 小国町 ● 白鷹町 ● 飯豊町			
東田川郡	▲ 庄内町 (ただし平成17年7月1日合併前の東田川郡 旧・立川町。他の地域は豪雪地帯)			
	三川町			
飽海郡	遊佐町			
豪雪地帯 35 ( 13 市 19 町 3 村 )				
うち特別豪雪地帯 26 ( 9 市 14 町 3 村 )				

○福島県

郡名	市	町	村	名
	※ 福島市 (ただし昭和39年1月1日合併前の旧・福島市、信夫郡 旧・飯坂町、昭和43年10月1日合併前の信夫郡 旧・吾妻町。他の地域は無指定)			
	会津若松市			
	※ 郡山市 (ただし昭和40年5月1日合併前の安積郡 旧・湖南村。他の地域は無指定)			
	▲ 喜多方市 (ただし平成18年1月4日合併前の耶麻郡 旧・熱塩加納村、山都町、高郷村。他の地域は豪雪地帯)			
岩瀬郡	天栄村			
南会津郡	▲ 南会津町 (ただし平成18年3月20日合併前の南会津郡 旧・舘岩村、南郷村、伊南村。他の地域は豪雪地帯)			
南会津郡	● 下郷町 ● 檜枝岐村 ● 只見町			
耶麻郡	● 北塩原村 ● 西会津町 ● 磐梯町 ● 猪苗代町			
河沼郡	会津坂下町 湯川村 ● 柳津町			
大沼郡	▲ 会津美里町 (ただし平成17年10月1日合併前の大沼郡 旧・会津高田町。他の地域は豪雪地帯)			
	● 三島町 ● 金山町 ● 昭和村			
豪雪地帯 20 ( 4 市 11 町 5 村 )				
うち特別豪雪地帯 14 ( 1 市 10 町 3 村 )				

○栃木県

郡名	市	町	村	名
	※ 日光市（ただし平成18年3月20日合併前の旧・日光市、塩谷郡 旧・栗山村、藤原町。他の地域は無指定）			
	※ 那須塩原市（ただし平成17年1月1日合併前の旧・黒磯市、那須郡 旧・塩原町。他の地域は無指定）			
那須郡	那須町			
	豪雪地帯	3 (	2市	1町 0村)
	うち特別豪雪地帯	0 (	0市	0町 0村)

○群馬県

郡名	市	町	村	名
	※ 高崎市（ただし平成18年1月23日合併前の群馬郡 旧・倉渕村、箕郷町。平成18年10月1日合併以前の群馬郡 旧・榛名町。他の地域は無指定）			
	※ 沼田市（ただし平成17年2月13日合併前の旧・沼田市、利根郡 旧・利根村。他の地域は無指定）			
	※ 渋川市（ただし平成18年2月20日合併前の旧・渋川市、北群馬郡 旧・伊香保町、子持村、小野上村。他の地域は無指定）			
北群馬郡	榛東村 吉岡町			
吾妻郡	中之条町 東吾妻町 長野原町 嬭恋村 草津町 高山村			
利根郡	● 片品村 川場村 みなかみ町			
	豪雪地帯	14 (	3市	6町 5村)
	うち特別豪雪地帯	1 (	0市	0町 1村)

○新潟県(豪雪地帯:全県指定)

郡名	市	町	村	名
	新潟市			
	▲ 長岡市 (ただし平成17年4月1日合併前の旧・長岡市、刈羽郡 旧・小国町、三島郡 旧・越路町、古志郡 旧・山古志村、平成18年1月1日合併前の旧・栃尾市、平成22年3月31日合併前の北魚沼郡 旧・川口町。他の地域は豪雪地帯)			
	▲ 三条市 (ただし平成17年5月1日合併前の南蒲原郡 旧・下田村。他の地域は豪雪地帯)			
	▲ 柏崎市 (ただし平成17年5月1日合併前の旧・柏崎市、刈羽郡 旧・高柳町。他の地域は豪雪地帯)			
	新発田市	● 小千谷市	● 加茂市	● 十日町市 見附市 燕市
	● 糸魚川市 ● 妙高市			
	▲ 村上市 (ただし平成20年4月1日合併前の岩船郡 旧・朝日町。他の地域は豪雪地帯)			
	▲ 五泉市 (ただし平成18年1月1日合併前の中蒲原郡 旧・村松町。他の地域は豪雪地帯)			
	▲ 上越市 (ただし平成17年1月1日合併前の旧・上越市、東頸城郡 旧・安塚町、浦川原村、大島村、牧村、中頸城郡 旧・柿崎町、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、西頸城郡 旧・名立町。他の地域は豪雪地帯)			
	阿賀野市	佐渡市	● 魚沼市	● 南魚沼市
	▲ 胎内市 (ただし平成17年9月1日合併前の北蒲原郡 旧・黒川村。他の地域は豪雪地帯)			
北蒲原郡	聖籠町			
西蒲原郡	弥彦村			
南蒲原郡	田上町東			
蒲原郡	● 阿賀町			
三島郡	出雲崎町南			
魚沼郡	● 湯沢町中魚			
沼郡	● 津南町			
刈羽郡	刈羽村			
岩船郡	● 関川村	栗島浦村		
	豪雪地帯	30 ( 20 市	6 町	4 ) 村
	うち特別豪雪地帯	18 ( 14 市	3 町	1 ) 村

○富山県(豪雪地帯:全県指定)

郡名	市	町	村	名
	▲ 富山市 (ただし平成17年4月1日合併前の上新川郡 旧・大山町 婦負郡 旧・八尾町、山田村、細入村。他の地域は豪雪地帯)			
	高岡市	射水市	魚津市	氷見市 滑川市
	▲ 黒部市 (ただし平成18年3月31日合併前の下新川郡 旧・宇奈月町。他の地域は豪雪地帯)			
	▲ 砺波市 (ただし平成16年11月1日合併前の東礪波郡 旧・庄川町。他の地域は豪雪地帯)			
	小矢部市			
	▲ 南砺市 (ただし平成16年11月1日合併前の東礪波郡 旧・城端町、平村、上平村、利賀村西礪波郡 旧・福光町。他の地域は豪雪地帯)			
	西礪波郡 旧・福光町。他の地域は豪雪地帯)			
中新川郡	舟橋村	● 上市町	● 立山町	
下新川郡	入善町	朝日町		
豪雪地帯 15 ( 10 市 4 町 1 村 )				
うち特別豪雪地帯 6 ( 4 市 2 町 0 村 )				

○石川県(豪雪地帯:全県指定)

郡名	市	町	村	名
	金沢市	七尾市	小松市	輪島市 珠洲市
	▲ 加賀市 (ただし平成17年10月1日合併前の江沼郡 旧・山中町。他の地域は豪雪地帯)			
	羽咋市	かほく市		
	▲ 白山市 (ただし平成17年2月1日合併前の石川郡 旧・河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村。他の地域は豪雪地帯)			
	能美市	野々市市		
能美郡	川北町			
河北郡	津幡町	内灘町		
羽咋郡	志賀町	宝達志水町		
鹿島郡	中能登町			
鳳珠郡	穴水町	能登町		
豪雪地帯 19 ( 11 市 8 町 0 村 )				
うち特別豪雪地帯 2 ( 2 市 0 町 0 村 )				

○福井県(豪雪地帯:全県指定)

郡名	市	町	村	名
	福井市	敦賀市	越前市	小浜市 ●大野市 ●勝山市 鯖江市 あわら市
吉田郡	坂井市			
今立郡	永平寺町			
南条郡	●池田町			
	▲南越前町	(ただし平成17年1月1日合併前の南条郡 旧・今庄町。他の地域は豪雪地帯)		
三方郡	越前町			
大飯郡	美浜町			
三方上中郡	おおい町	高浜町		
	若狭町			
豪雪地帯 17 ( 9 市 8 町 0 村 )				
うち特別豪雪地帯 4 ( 2 市 2 町 0 村 )				

○山梨県

郡名	市	町	村	名
	※ 南アルプス市 (ただし平成15年4月1日合併前の中巨摩郡 旧・芦安村。他の地域は無指定)			
南巨摩郡	早川町			
豪雪地帯 2 ( 1 市 1 町 0 村 )				
うち特別豪雪地帯 0 ( 0 市 0 町 0 村 )				

○長野県

郡名	市 町 村 名
	<p>▲ 長野市 (特別豪雪地帯は、平成17年1月1日合併前の上水内郡 旧・戸隠村、鬼無里村。豪雪地帯は、昭和41年10月16日合併前の旧・長野市、上水内郡 旧・七国会村、上高井郡 旧・若穂町、平成17年1月1日合併前の更級郡 旧・大岡村、上水内郡 旧・豊野町。平成22年1月1日合併前の上水内郡 旧・信州新町、中条村。他の地域は無指定)</p> <p>※ 松本市 (ただし平成17年4月1日合併前の南安曇郡 旧・安曇村。他の地域は無指定)</p> <p>※ 上田市 (ただし昭和45年4月1日合併前の旧・上田市、平成18年3月6日合併前の小県郡 旧・真田町。他の地域は無指定)</p> <p>※ 須坂市 (ただし昭和46年4月30日合併前の上高井郡 旧・東村。他の地域は無指定) 中野市</p> <p>※ 大町市 (ただし平成18年1月1日合併前の旧・大町市、北安曇郡 旧・美麻村。他の地域は無指定)</p> <p>● 飯山市</p> <p>※ 飯田市 (ただし平成17年10月1日合併前の下伊那郡 旧・南信濃村。他の地域は無指定)</p> <p>※ 安曇野市 (ただし平成17年10月1日合併前の南安曇郡 旧・穂高町、堀金村。他の地域は無指定)</p> <p>北安曇郡 松川村 ● 白馬村 ● 小谷村</p> <p>上高井郡 ● 高山村</p> <p>下高井郡 ● 山ノ内町 ● 木島平村 ● 野沢温泉村</p> <p>上水内郡 ● 信濃町 飯綱町 小川村</p> <p>下水内郡 ● 栄村</p>
	<p>豪雪地帯 20 ( 9市 3町 8村 )</p> <p>うち特別豪雪地帯 10 ( 2市 2町 6村 )</p>

## ○岐阜県

郡名	市	町	村	名	
不破郡 揖斐郡 大野郡	<p>▲ 高(ただし平成17年2月1日合併前の大野郡 旧・荘川村。他の地域は豪雪地帯) 山市</p> <p>※ 関市 (ただし平成17年2月7日合併前の武儀郡 旧・洞戸村、板取村。他の地域は無指定)</p> <p>※ 山県市 (ただし平成15年4月1日合併前の山県郡 旧・美山町。他の地域は無指定)</p> <p>▲ 飛(ただし平成16年2月1日合併前の吉城郡 旧・河合村、宮川村、神岡町。他の地域は驒市豪雪地帯)</p> <p>※ 本巣市 (ただし平成16年2月1日合併前の本巣郡 旧・根尾村。他の地域は無指定)</p> <p>※ 郡上市 (ただし平成16年3月1日合併前の郡上郡 旧・八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、明宝村。他の地域は無指定)</p> <p>※ 下呂市 (ただし平成16年3月1日合併前の益田郡 旧・馬瀬村。他の地域は無指定)</p> <p>関ヶ原町</p> <p>▲ 揖斐川町 (ただし昭和62年4月1日合併前の揖斐郡 旧・徳山村、平成17年1月31日合併前の揖斐郡 旧・坂内村。他の地域は豪雪地帯)</p> <p>● 白川村</p>				
	豪雪地帯	10	( 7市	2町	1村 )
	うち特別豪雪地帯	4	( 2市	1町	1村 )

## ○静岡県

郡名	市	町	村	名	
	<p>※ 静岡市 (ただし昭和44年4月1日合併前の安部郡 旧・井川村。他の地域は無指定)</p> <p>※ 浜松市 (ただし平成17年7月1日合併前の磐田郡 旧・水窪町。他の地域は無指定)</p>				
	豪雪地帯	2	( 2市	0町	0村 )
	うち特別豪雪地帯	0	( 0市	0町	0村 )

## ○滋賀県

郡名	市	町	村	名	
	<p>※ 大津市 (ただし昭和42年4月1日合併前の滋賀郡 旧・堅田町。他の地域は無指定)</p> <p>▲ 長浜市 (特別豪雪地帯は、平成22年1月1日合併前の伊香郡 旧・余呉町。豪雪地帯は、平成18年2月13日合併前の旧・長浜市、東浅井郡 旧・浅井町、平成22年1月1日合併前の伊香郡 旧・木之本町、西浅井町。他の地域は無指定)</p> <p>※ 高島市 (ただし平成17年1月1日合併前の高島郡 旧・マキノ町、今津町、朽木村。他の地域は無指定)</p> <p>※ 米原市 (ただし平成17年2月14日合併前の坂田郡 旧・山東町、伊吹町。他の地域は無指定)</p>				
	豪雪地帯	4	( 4市	0町	0村 )
	うち特別豪雪地帯	1	( 1市	0町	0村 )

○京都府

郡名	市	町	村	名
与謝郡	※ 福知山市（ただし平成18年1月1日合併前の旧・福知山市、天田郡 旧・夜久野町、加佐郡 旧・大江町。他の地域は無指定）			
	舞鶴市	綾部市	宮津市	
	京丹後市			
与謝郡	※ 南丹市（ただし平成18年1月1日合併前の北桑田郡 旧・美山町。他の地域は無指定）			
	与謝野町			
	伊根町			
	豪雪地帯	8	( 6 市 2 町 0 村 )	
	うち特別豪雪地帯	0	( 0 市 0 町 0 村 )	

○兵庫県

郡名	市	町	村	名
美方郡	豊岡市	養父市		
	※ 丹波市（ただし平成16年11月1日合併前の氷上郡 旧・青垣町。他の地域は無指定）			
	朝来市			
美方郡	※ 宍粟市（ただし平成17年4月1日合併前の宍粟郡 旧・波賀町、千種町。他の地域は無指定）			
	新温泉町	香美町		
	豪雪地帯	7	( 5 市 2 町 0 村 )	
	うち特別豪雪地帯	0	( 0 市 0 町 0 村 )	



○鳥取県(豪雪地帯:全県指定)

郡名	市	町	村	名
岩美郡	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市
八頭郡	岩美町	若桜町	智頭町	八頭町
東伯郡	三朝町	北栄町	湯梨浜町	琴浦町
西伯郡	日吉津村	大山町	南部町	伯耆町
日野郡	日南町	日野町	江府町	
豪雪地帯 19 ( 4市 14町 1村 )				
うち特別豪雪地帯 0 ( 0市 0町 0村 )				

○島根県

郡名	市	町	村	名
仁多郡	※ 益田市 (ただし平成16年11月1日合併前の美濃郡 旧・匹見町。他の地域は無指定)	※ 安来市 (ただし平成16年10月1日合併前の能義郡 旧・広瀬町、伯太町。他の地域は無指定)	※ 雲南市 (ただし平成16年11月1日合併前の飯石郡 旧・吉田村、掛合町。他の地域は無指定)	※ 浜田市 (ただし平成17年10月1日合併前の那賀郡 旧・金城町、旭町。他の地域は無指定)
飯石郡	奥出雲町	飯南町		
邑智郡	※ 美郷町 (ただし平成16年10月1日合併前の邑智郡 旧・大和村。他の地域は無指定)	邑南町		
豪雪地帯 8 ( 4市 4町 0村 )				
うち特別豪雪地帯 0 ( 0市 0町 0村 )				

○岡山県

郡名	市	町	村	名	
	※ 津山市（ただし平成17年2月28日合併前の旧・津山市、苫田郡 旧・加茂町、阿波村、勝田郡 旧・勝北町。他の地域は無指定） ※ 新見市（ただし平成17年3月31日合併前の旧・新見市、阿哲郡 旧・大佐町、神郷町。他の地域は無指定） ※ 真庭市（ただし平成17年3月31日合併前の真庭郡 旧・湯原町、美甘村、川上村、八束村、中和村。他の地域は無指定） ※ 美作市（ただし平成17年3月31日合併前の勝田郡 旧・勝田町、英田郡 旧・大原町、東粟倉村。他の地域は無指定）				
真庭郡	新庄村				
苫田郡	※ 鏡野町（ただし平成17年3月1日合併前の苫田郡 旧・富村、奥津町、上齋原村。他の地域は無指定）				
勝田郡	奈義町				
英田郡	西粟倉村				
豪雪地帯		8	( 4市	2町	2村 )
うち特別豪雪地帯		0	( 0市	0町	0村 )

○広島県

郡名	市	町	村	名	
	※ 三次市（ただし平成16年4月1日合併前の双三郡 旧・君田村、布野村、作木村。他の地域は無指定） ※ 廿日市市（ただし平成15年3月1日合併前の佐伯郡 旧・吉和村。他の地域は無指定） ※ 安芸高田市（ただし平成16年3月1日合併前の高田郡 旧・美土里町、高宮町。他の地域は無指定） ※ 庄原市（ただし平成17年3月31日合併前の比婆郡 旧・東城町、西城町、口和町、高野町、比和町。他の地域は無指定） ※ 安芸太田町（ただし平成16年10月1日合併前の山県郡 旧・戸河内町。他の地域は無指定）				
山県郡	北広島町				
豪雪地帯		6	( 4市	2町	0村 )
うち特別豪雪地帯		0	( 0市	0町	0村 )

## 9. 参考資料

### 家畜運搬ヘルパー利用促進の冬期間における豪雪地帯特別加算について

- (1) 肉用牛ヘルパー事業の「家畜輸送ヘルパー利用促進」の解説書において、豪雪地帯に指定されている市町村に該当する肉用牛ヘルパー組合については、冬期間（12月～2月）の家畜運搬の難渋性、利用農家周辺の除雪状況等を考慮し、家畜運搬に要する作業時間（冬期間以外の期間の拘束時間：8時間）に2割を加算した9.6時間（「以下1.2倍加算ルール」）を用いることができるとしたところ。
- (2) この豪雪地帯における冬期割増については、全日本トラック協会の「引越運賃料金適用法（参考例）」において、冬期割増率が2割となっていることを参考とし、「家畜輸送ヘルパー利用促進」においても、その割増率を適用することができるものとする。
- (3) 道府県協会は、この1.2倍加算ルールを採用して道府県下のヘルパー利用組合に適用する場合にあっては、あらかじめ適用時期や1.2倍加算ルール適用の判断基準、届出書様式等について定めるものとする。  
また、ヘルパー組合は、1.2倍加算ルールを採用する場合にあっては、あらかじめ道府県畜産協会の承認を得るものとする。なお、適用期間、適用地域及び手続き等については、「家畜輸送ヘルパー利用促進」の解説書によるものとする。
- (4) 添付資料  
全日本トラック協会HPによる「引越運賃料金適用法（参考例）」全日本トラック協会

(参考) 全日本トラック協会のHP「引越運賃料金適用法(参考例)」(抜粋)

別紙1

### 引越運賃料金適用法(参考例)

#### II.引越運賃料金適用法

この運賃料金は車両を貸切って、引越荷物を運送する場合に適用することとしており、小口の引越荷物を他の荷物と積合せて運送する場合には適用しません。

(運賃料金の適用)

1 ~5 (略)

(冬期割増)

6. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合は、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

地域	期間	割増率
北海道	自 11 月 16 日 至 4 月 15 日	2 割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12 月 1 日 至 3 月 31 日	2 割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡		
福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡		
岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・郡上郡		

編集協力・監修

農林水産省生産局畜産部畜産企画課  
独立行政法人農畜産業振興機構畜産振興部畜産生産課

平成26年度肉用牛経営安定対策補完事業

**肉用牛ヘルパー事業解説書**

発行 平成27年1月

一部改正 平成31年3月

一般社団法人 全国肉用牛振興基金協会

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町3-27 剛堂会館5階

TEL 03-3234-2605

